

第4期スポーツ基本計画の策定について 中間報告

スポーツの「楽しさ」で
人や地域の可能性を引き出し、未来を切り拓く

令和8年7月
スポーツ審議会

第4期スポーツ基本計画策定に当たって

◆ スポーツ基本法の改正と第3期スポーツ基本計画の中間評価等

- 令和7年6月、スポーツに関し、基本理念を定め、国・地方公共団体の責務やスポーツ団体の努力などを明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるスポーツ基本法が14年ぶりに改正された。
- 今回の改正は、スポーツを取り巻く社会環境が大きく変化し、スポーツの価値や社会的役割の重要性のより一層の高まりを受け、スポーツを通じた社会課題の解決への期待に応えるとともに、スポーツ権の実質化を図り、国民や社会全体のウェルビーイングの向上を図る観点から必要な改正が行われたものである。
- また、スポーツ審議会及びその下に設けたスポーツ基本計画部会における議論を経て、令和7年7月には、現行の第3期スポーツ基本計画の前半期の取組状況に係る中間評価が取りまとめられ、パリ大会における日本選手団の輝かしい結果をはじめ、これまでの取組が一定の役割を果たしてきたことを評価している。一方で、計画策定時以降も社会が刻々と変化していく中で、新たな時代にふさわしい目標や指標の在り方や新たに顕在化してきた課題の対応の必要性についても指摘された。

◆ 第4期スポーツ基本計画の策定について

- これらを踏まえ、令和9年度から令和13年度までを対象期間とする第4期スポーツ基本計画を新たに策定するため、令和7年11月、スポーツ庁長官からスポーツ審議会に対して諮問が行われた。
- スポーツ審議会では、総会において3回、スポーツ基本計画部会において8回、健康スポーツ部会において6回にわたって精力的に審議を行い、このたび、これまでの検討結果を中間報告としてとりまとめた。
- 第4期計画は、ねらい（スポーツの「楽しさ」で人や地域の可能性を引き出し、未来を切り拓く）の実現に向け、3つの重点課題を定め、重点課題の取組の対応を通じて、スポーツの楽しさや意義の実感、スポーツの価値の更なる向上を図り、人や組織の関心や行動の変化につなげることを目指す。
- ねらいの実現のためには、国、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等の幅広い分野の関係者の連携・協働が不可欠である。より多くの皆様に、より分かりやすく伝わるよう、第4期計画は第1章・第2章においては、図やグラフなどを用いてより分かりやすい計画となるように作成し、第3章においては文章形式で今後5年のスポーツ政策の全体像を示している。

目次

第1章 第4期スポーツ基本計画のねらい	4
Ⅰ 改正スポーツ基本法の理念とスポーツの価値	5
Ⅱ 基本計画策定の考え方	7
第2章 第4期スポーツ基本計画の重点課題	8
Ⅰ 重点課題設定の背景とねらいの実現	9
Ⅱ ねらいの実現に向けた3つの課題と重点施策	24
1 国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献	
(1)スポーツの「楽しさ」を軸とした多様なスポーツの推進	29
(2)ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進	31
(3)多様な背景に着目したスポーツ施策の推進	42
(4)スポーツ施策の位置付け強化の推進	46
(5)スポーツ実施を促す環境整備の推進	50
2 ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元	
(1)スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の実現	54
(2)スポーツ・インテグリティの強化	61
(3)競技活動段階からのキャリア形成支援、アスリートの特性を生かした組織の活性化	65
3 スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献	
(1)スポーツの成長産業化	69
(2)地域スポーツ資源の活用	75
(3)スポーツを通じた国際交流・協力の推進	84
第3章 第4期スポーツ基本計画の総合計画編	88
用語解説・索引	142

第 1 章 第 4 期スポーツ基本計画のねらい

- I 改正スポーツ基本法の理念とスポーツの価値
- II 基本計画策定の考え方

第1章 第4期スポーツ基本計画のねらい

I 改正スポーツ基本法の理念とスポーツの価値

スポーツの「振興」とそれを通じた社会課題の「解決」へ

- 令和7年、平成23年にスポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）が制定されてから14年、スポーツを取り巻く社会環境の変化と新たな課題に対応するとともに、ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態をいう。以下同じ。）の向上に向け、スポーツ権の実質化を図る観点から、同法は大幅改正され、改正スポーツ基本法が同年9月1日より施行された。
- 急速に社会環境が変化する中で、スポーツに求められる役割は多様化してきた。スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった参画を通じて人々に楽しさや喜びをもたらす、スポーツそのものが有する価値だけでなく、スポーツを通じて人々が「集う」「つながる」ことによって、スポーツが地域や経済の活性化、健康長寿社会や共生社会の実現、持続可能な社会の実現、デジタル化の中での豊かなつながりなどの社会課題の解決に寄与することへの期待が高まっていることを踏まえ、基本理念等の充実が図られた。
- また、基本理念の改正等を踏まえ、発達段階に応じたスポーツの推進、部活動の地域展開等、気候変動への対応についての留意、デジタル技術の活用等（スポーツDX、eスポーツ）、まちづくりと一体的なスポーツ施設の整備等（スポーツコンプレックス）、多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保（スポーツホスピタリティ）、スポーツの公正及び公平の確保（スポーツ・インテグリティの確保）といった必要な基本的施策が盛り込まれた。



第4期計画は、これらの理念を踏まえ、スポーツの価値を生かした社会課題解決への貢献を目指して策定を行う。

スポーツの価値を生かした社会課題解決への貢献



◆スポーツによるウェルビーイングの向上

経済的・物質的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをとらえるウェルビーイングの向上が期待できる。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、全ての国民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、またはスポーツを支える活動に参画する機会等が確保されなければならない。



◆スポーツによる健康で活力に満ちた社会の実現

我が国が直面する社会課題の中でも、健康で活力に満ちた長寿社会の実現は、社会保障費適正化への貢献の観点からも最重要課題の一つ。スポーツには誰もが心身ともに健やかに暮らし、生涯にわたり健康増進を促す役割がある。

スポーツの価値
を生かした
社会課題解決
への貢献



◆スポーツによる共生社会の実現

共生社会の価値を実感させた東京2020大会のレガシーをはじめとする共生社会の実現への動きを踏まえ、スポーツには、障害の有無等にかかわらず、多様な人々が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現へ貢献することができる。

◆スポーツによる地域振興の推進

スポーツが持つエンターテインメント性、情報発信力、人と人との間につながりを作り出す力、コンテンツや施設などの特性を活用することで、地域の人々の交流促進のみならず、各地域の実情に応じた多様な形の地域振興に寄与できる。



◆スポーツと文化芸術等の他の分野との連携

スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、創造性を育み、ともに生きる絆の形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、ウェルビーイングの向上につながる。



第1章 第4期スポーツ基本計画のねらい

Ⅱ 基本計画策定の考え方

第4期スポーツ基本計画は、以下の考え方に基づいて策定を行う

1. スポーツを通じた社会課題※の解決や、自然・社会環境の変化に対応した持続可能な社会の実現を目指し、目標等を設定

※ 健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での豊かなつながり等

- ・ スポーツ基本法改正の趣旨も踏まえ、スポーツの「振興」からスポーツを通じた社会課題の「解決」へシフトチェンジを行う
- ・ ターゲットとすべき重点対象を明確化し、効果的な取組を重点的に進めていく
- ・ 目標は重点課題ごとに設定し、目標に掲げる指標等は、単なる積み上げではなく、社会課題解決の観点から検討。目標達成に必要な手段(対策)も念頭に置き、必要かつ現実的な指標となるよう留意
- ・ 施策の効果や影響を質的に測定・評価するための指標の設定についても検討
- ・ 気候変動への対応等も含め、持続可能な社会の実現の観点も踏まえながら、施策を推進していく

2. 幼児期から高齢期まで生涯を見通したウェルビーイングの実現と、社会の成長・発展に貢献する視点を重視

- ・ 一人一人の生活習慣や環境の違い、地域差等も踏まえつつ、意識や行動の変化を促す
 - ・ ライフステージごとの課題を踏まえ、ターゲットとすべき重点対象を明確化する
 - ・ 誰もが生涯を通じてスポーツを継続できる環境を整備し、スポーツを活用した「健康インフラ」※の構築を目指す
- ※「運動・スポーツを活用して経済成長を支える心身の健康の保持・増進の基盤」として整理し、運動・スポーツが持つ心身の健康増進や生産性向上という効果・価値を生かし、成長分野を支える人材の定着、継続的な能力発揮、生産性の維持・向上及び現役期間の拡大を図る。

3. ウェルビーイングを土台としたハイパフォーマンスの追求と、その成果・知見を社会に還元していく視点を重視

- ・ メダル獲得数だけではなく、アスリートやそれに関わる全ての人のウェルビーイングに配慮した国際競技力の向上を目指す
- ・ ハイパフォーマンスを追求する社会的意義を国民に分かりやすく示していく
- ・ ハイパフォーマンスの成果・知見を国民のライフパフォーマンスの向上へ還元するなど、その成果を地域や社会へと還元していく視点を意識

4. 幅広い分野の関係者が共感でき、目標実現に必要な投資や人の流れを生み出す視点を重視

- ・ 分野縦割りではなく、体系的にわかりやすく示すことを意識
- ・ 国の役割だけではなく、関係するステークホルダーも含めて、それぞれに期待する役割や取組についても記載するなど、オールジャパン体制での取組となるよう留意
- ・ スポーツの投資意義・活用価値を示すことを意識

第1章Ⅰ・Ⅱを踏まえ、第4期のねらいとして以下を定める

第4期のねらい

スポーツの「楽しさ」で人や地域の可能性を引き出し、未来を切り拓く

第2章 第4期スポーツ基本計画の重点課題

- I 重点課題設定の背景と基本計画のねらいの実現
- II ねらいの実現に向けた3つの課題と重点施策

第2章 第4期スポーツ基本計画の重点課題

I 重点課題設定の背景とねらいの実現

第4期スポーツ基本計画の実施に当たっては、
三つの重点課題の取組を通じて第4期計画のねらいを実現することを目指す

第4期スポーツ基本計画のねらい（スポーツの「楽しさ」で人や地域の可能性を引き出し、未来を切り拓く）の実現に当たっては、幅広い分野の関係者が連携・協働し、スポーツの楽しさや意義、価値の実感に基づくスポーツへの関心向上や日常生活などでの行動変容を起こすことが必要である。

健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に鑑み、社会課題の解決につながる以下の3つの重点課題を設定する。

重点課題1：国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

重点課題2：ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元

重点課題3：スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献

重点課題の対応を通じて、スポーツの楽しさや意義の実感、スポーツの価値の更なる向上を図ることで、人や組織の関心や行動の変化につなげることを目指す。

■ 第2章の構成

I 重点課題設定の背景とねらいの実現

- 各重点課題の対応を通じて第4期計画のねらいの実現を目指すイメージ図を示すとともに、各重点課題の背景及び重点課題の対応によってどのように社会課題の解決に寄与できるのか等について、各重点課題のモデルとともに示す
- II ねらいの実現に向けた3つの課題と重点施策
 - 各重点課題に対応するための今後5年間の重点施策を示す（※関連施策も含めた総合計画編は第3章で示す）

重点課題への取組と第4期計画のねらいの実現

スポーツの「楽しさ」で人や地域の可能性を引き出し、未来を切り拓く

社会と一人一人の
ウェルビーイングの
向上

日本の経済成長・
持続可能な社会の
実現

健康長寿社会/
生涯現役社会の
実現

共生社会の実現

国際的な
プレゼンスの向上
など

国民一人一人のスポーツへの関心向上・実施向上

スポーツを支える地域や企業、
人材等の基盤強化

スポーツの楽しさや意義の実感、スポーツの価値の更なる向上

国民・社会のスポーツ
に対する意識の変化

ウェルビーイングを土台
としたアスリート等を取
り巻く環境の整備

アスリートの企業等での
活躍機会の創出・
増加

スポーツを通じた国際
的関与の促進
など

※スポーツの価値の棄損防止を含む

重点課題1：

国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

重点課題2：

ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元

スポーツの「楽しさ」



など

重点課題3：

スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献

重点課題 1

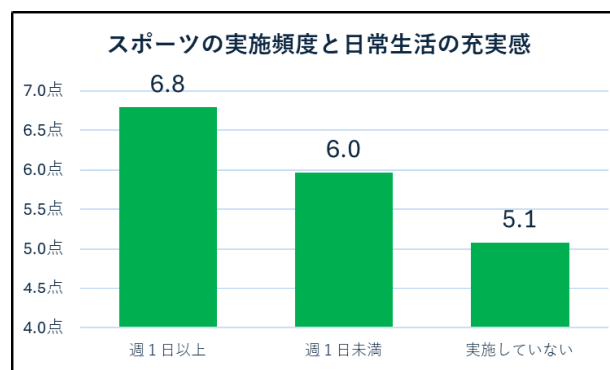
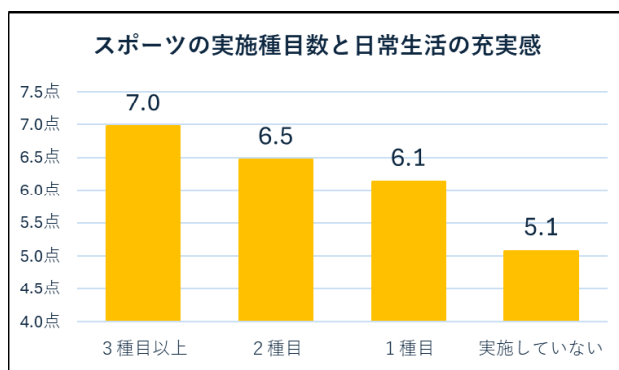
国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

■ 国民のウェルビーイング向上への貢献

- スポーツは自発的な参画を通じて「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を有する活動である。スポーツ基本法前文においても、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持・増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」であると位置付けられている。
- こうした、多様なスポーツに親しみ、ともに楽しむことを通じて、人々の生活や心の豊かさを高めるというスポーツが有する本質的な価値を生かし、全ての国民にスポーツの普及を図ることで、国民一人一人のウェルビーイングを向上させ、ひいては、社会全体のウェルビーイングを向上させることを、第4期計画の基本的な目標とする。
- また、スポーツの実施は、個人のウェルビーイングの向上にとどまらず、心身の健康の保持・増進や生産性の向上などの効果にもつながることが国内外の研究により示されており、第4期計画では、こうしたスポーツの多様な価値を生かして、現在我が国が直面している以下に示す社会課題の解決にも貢献することを目指す。
 - ✓ 労働力不足対策と生産性向上、経済成長と豊かな社会の実現への貢献
 - ✓ 社会保障費の適正化への貢献
 - ✓ 共生社会の実現への貢献

※各課題の背景等については次ページ以降で詳述する

<スポーツの実施と日常生活における充実感>



出典：「令和7年度『スポーツの実施状況に関する世論調査』」（令和7年11月 スポーツ庁）

■ 労働力不足対策と生産性向上、経済成長と豊かな社会の実現への貢献

- 少子高齢化が進み、人口・生産年齢人口の減少が本格化する中においても、社会・経済の活力を維持・成長させていくためには、その基盤となる国民一人一人の心身の健康及び体力を保持・増進し、多くの方がより長い期間社会活動に参画し、持続的に能力を発揮できる環境を整備することが極めて重要である。
- 一方で若年層を中心に就業者のメンタル不調が増加傾向にあるほか、就業を希望する中高齢層において自身や家族の健康上の理由により就業を断念する事例が見られ、高齢労働者においては転倒による骨折や墜落・転落等の労働災害の発生割合が高まっているなど、身体面・精神面の要因により就業・就労継続が困難となる状況が顕在化している。
- スポーツの実施は、体力の向上、生活習慣病の予防、睡眠の質の向上、転倒の予防、認知機能低下や認知症の予防といった身体的効果に加え、ストレスや抑うつ等の軽減、メンタルヘルスの改善といった精神的効果があることが国内外の研究で明らかにされており、スポーツの実施を促進することで、こうした課題に対応することが可能である。また、こうした心身の健康増進を通じて労働生産性の向上、人的資本の強化、労働災害の防止の効果があることも国内外の研究で明らかにされており、スポーツ実施による心身の健康改善が生み出す経済効果は年間約12.6兆円に上るという試算結果もある。
- このため、スポーツが持つ心身の健康増進や生産性向上という効果・価値を最大限に活用し、就労継続、継続的な能力発揮及び現役期間の拡大を図る観点から、スポーツの実施促進を図ることにより、国民の心身の健康の保持・増進の基盤、すなわち「健康インフラ」の構築を進め、我が国の経済成長と豊かな社会の実現を支えることが重要である。

<運動・スポーツの実施による心身の健康改善が生み出す経済効果>

出典：「令和7年度 運動実施による心身の健康改善がもたらす経済効果の簡易試算」
(筑波大学人間総合科学学術院 久野研究室)

	生産性向上					就労期間	直接効果
	体力向上による 疲労軽減	メンタル不調	睡眠の質	女性特有の 健康課題 (月経痛・更年期)	男性の 健康課題 (更年期)	就労期間延伸	医療費・介護費 削減効果
経済 損失額	15.1 兆円	7.6 兆円	15.0 兆円	1.4 兆円	0.9 兆円	—	—
改善効果	0.34 %	1.52 %	1.34 %	24.0 %	19.0 %	3.3 年	20.2 ^{※1} 万円 74.0 ^{※2} %
経済効果 (1年当たり)	0.05兆円/年	0.12兆円/年	0.20兆円/年	0.34兆円/年	0.17兆円/年	8.19兆円/年	3.54 兆円/年
	総額 生産性 + 就労期間					9.07 兆円/年 (直接効果・間接効果)	12.61 兆円/年 (直接効果を含む総計)

試算結果はあくまで簡易試算となるため、今後検証が必要。

※1 SWC健康ポイント事業参加による一人当たり医療費削減効果額（60歳代：16.2万円、70歳代：24.2万円）を活用して算出。抑制効果額の算出は、参加率（スポーツ実施率）を仮定し、70歳代：0.1%、60歳代：0.1%と仮定し、令和7年度（スポーツの実施状況等に関する世論調査）と総額率（SWC健康ポイント事業の実績：85%）を掛け合わせて算出。

※2 SWC健康ポイント事業参加による介護支援1以上の発生リスク74%を活用して算出。本試算の前提となる身体活動の健康効果については、66年度スポーツ・アクティブを通じた健康づくりによる社会保障費の効果検証のガイドラインにおいて示されている知見を踏まえている。

■ 社会保障費の適正化への貢献

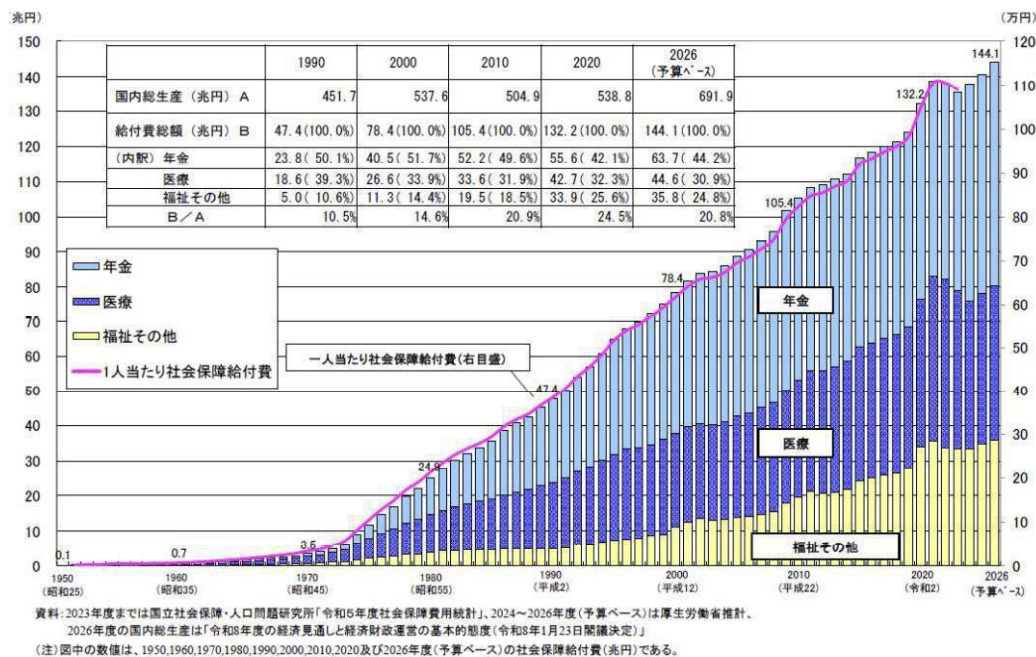
- 高齢化の進展に伴い、社会保障給付費は年々増加しており、令和8（2026）年度（予算ベース）では144.1兆円（対GDP比20.8%）に達している。このうち社会保障に係る国庫負担は30兆円を超え、一般歳出の56%を占めており*1、今後も社会保障給付費の増加が見込まれている*2。
- こうした状況を踏まえ、社会保障費の適正化は我が国にとって喫緊の課題となっているが、スポーツは、生活習慣病、筋力低下、転倒等の健康障害・怪我のリスク低減やストレスや抑うつ等の軽減、メンタルヘルスの改善に効果があり、医療・介護費の適正化効果があるとする研究も多数報告されており、この課題解決に貢献することが可能である。
- このため、メタボリックシンドローム、ロコモティブシンドローム予防や介護予防等の取組と連携しつつ、スポーツの実施促進を図ることで、病気や怪我を予防し、健康寿命を延伸させ、医療・介護費等の社会保障費の適正化に寄与することが重要である。

*1：厚生労働省HP資料（政府一般歳出と社会保障関係費の関係）（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21509.html）（2026年6月閲覧）

*2：厚生労働省HP資料（社会保障の給付と負担の現状）（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21509.html）（2026年6月閲覧）

<社会保障給付費の推移>

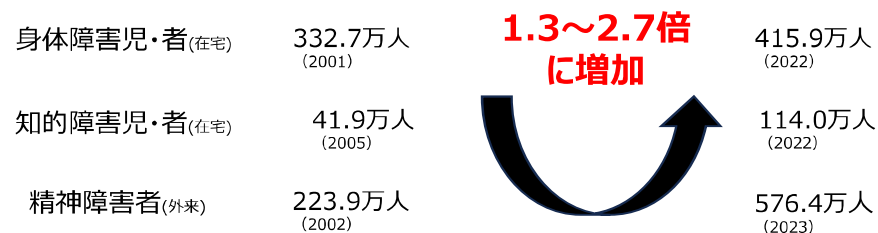
出典：「社会保障の給付と負担の現状」
（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21509.html）（2026年6月閲覧
厚生労働省ホームページ）



■ 共生社会の実現への貢献

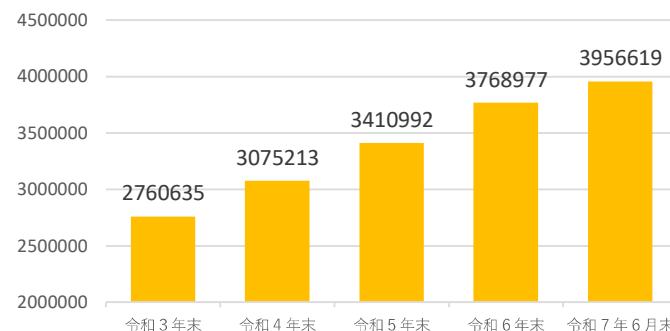
- 令和7年に改正されたスポーツ基本法においては、障害の有無等にかかわらず、スポーツを身近に親しむことができる社会の実現を図ることが明確に位置付けられた。我が国の障害者は年々増加傾向にあり、障害の有無にかかわらず誰もが相互に尊重し合いながら共生する社会の実現がますます重要となっている。
- また、近年我が国に在留する外国人が増加しており、地域社会との共生も大きな課題となっている。さらに、単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化が進展する中であって、孤独・孤立対策が重要な社会課題となっている。
- こうした喫緊の課題に対し、スポーツは、人と人とのつながりの形成、自己肯定感や達成感の醸成、居場所づくりなどに寄与するとともに、言葉の壁や文化の違い、障害の有無等を越えて、多様な人が共に参加し、コミュニケーションを促進する場や機会を提供することも可能であることから、こうしたスポーツが有する多様な価値を生かした活動を推進し、孤独・孤立の予防や共生社会の実現に貢献することが重要である。

<障害者の人数の推移>



出典：「令和6年度 障害者施策の概況（令和7年版障害者白書）」（令和7年6月 内閣府）よりスポーツ庁作成

<在留外国人数の推移>

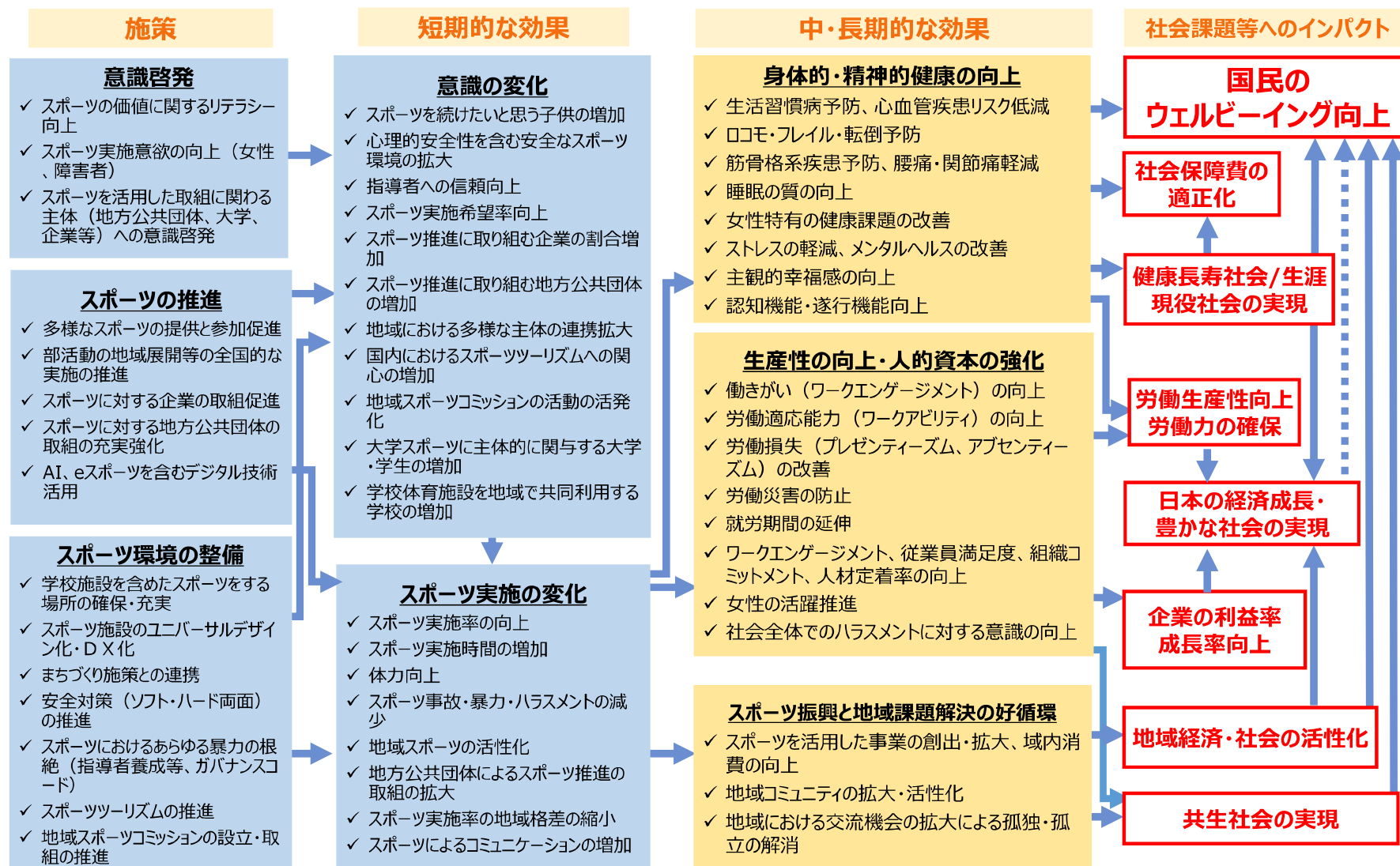


出典：「令和7年6月末現在における在留外国人数について」（令和7年10月 出入国在留管理庁）よりスポーツ庁作成

- 以上のとおり、スポーツは、国民一人一人の心身の健康や社会的つながりを支え、国民及び社会全体のウェルビーイングを向上させ、様々な社会課題を解決する重要な役割を担っている。
- このため、**国民のスポーツ実施促進を図り、誰もが生涯を通じてスポーツを継続できる環境を実現するための施策を強力に押し進めていく必要がある**が、限られた財源・人材等のリソースから高い政策効果を生み出すためには、選択と集中により施策のターゲットとなる重点対象を明確化し、戦略的に取組を進めていくことが必要である。あわせて、スポーツ政策だけでなく、関連する様々な政策との連携を強化することで効果を高め、関係省庁、地方公共団体、民間企業等と適切な協力や役割分担を行い、持続可能かつ効率的な実施体制の構築を図る必要がある。

重点課題 1

国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献



※各階層において継続的なエビデンスの構築・蓄積、検証、改善が重要(以下同。)

■ 国民のスポーツへの関心向上、社会の活力創出・ライフパフォーマンスの向上への貢献

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際競技大会において、多様な選手が活躍し、スポーツが持つ力と可能性が国内外に広く示されたことは、我が国のスポーツ史における重要な成果の一つである。本年のミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする世界の舞台における我が国のアスリートの活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を届けるものであり、ひいては、国民の運動・スポーツへの関心向上につながり、スポーツ全体の振興に資するものである。
- さらに、近年、トップアスリートへのサポートで得られる、DXの活用や医・科学等に係る知見が、アスリートだけでなく、一般の人々が日常生活で抱える課題の解決等に生かされ、ライフパフォーマンス*の向上につながることが期待されている。ハイパフォーマンスの追求によって生まれる知見は一般の人々の健康の保持・増進に生かすことができる可能性を秘めており、全ての人が元気に活躍し続けられる、活力ある健全な社会の形成に貢献するものである。
- このように、ハイパフォーマンスの追求による国際競技力向上の取組は、アスリートを含めたスポーツ界のみへの直接的な効果にとどまらず、社会的に重要な意義を有している。

*：困難な状況に陥ったとしてもそれを乗り越える力であり、それぞれのライフステージにおいて、環境変化や心身の変化を知覚し、心身機能を適応させながら、個々の課題解決や目標達成に向けて発揮できる能力をいう。

<オリンピック・パラリンピック競技大会におけるメダル数及び入賞数の推移>

■ オリンピック競技大会

開催年	開催都市（国）	メダル獲得数				4位-8位	入賞数
		金	銀	銅	計		
2026	ミラノ・コルティナ（イタリア）	5	7	12	24	24	48
2024	パリ（フランス）	20	12	13	45	70	115
2022	北京（中国）	3	6	9	18	25	43
2021	東京（日本）	27	14	17	58	78	136
2018	平昌（韓国）	4	5	4	13	30	43
2016	リオデジャネイロ（ブラジル）	12	8	21	41	47	88

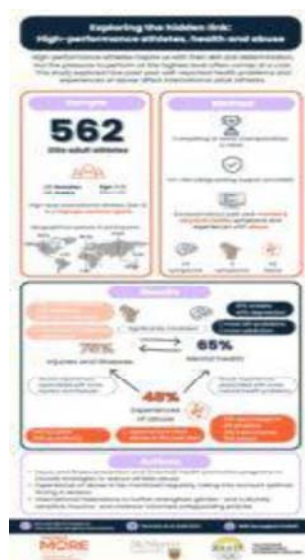
■ パラリンピック競技大会

開催年	開催都市（国）	メダル獲得数				4位-8位	入賞数
		金	銀	銅	計		
2026	ミラノ・コルティナ（イタリア）	0	3	1	4	24	28
2024	パリ（フランス）	14	10	17	41	101	142
2022	北京（中国）	4	1	2	7	34	41
2021	東京（日本）	13	15	23	51	107	158
2014	ソチ（ロシア）	3	1	2	6	20	26
2016	リオデジャネイロ（ブラジル）	0	10	14	24	73	97

出典：JOC、JPCホームページ等を参考に、スポーツ庁において作成。※入賞は原則8位まで

■ ウェルビーイングを土台としたアスリート等を取り巻く環境整備

- アスリートは、過酷なトレーニングや競技環境において怪我のリスクや選考のプレッシャー、移行期での適応など多様な課題に継続的に対処しなければならない。
- アスリートが「勝つために全てを犠牲にする」ことなく、アスリートのウェルビーイングに配慮した国際競技力向上を実現するために、包括的なケアの必要性が高まっており、そのためには情報の一元化、問題の抽出、支援サービス、専門家の発掘・育成、連携ネットワーク等による支援体制・仕組みの構築が重要である。
- これまでも、医師、歯科医師や、看護師、理学療法士等のコメディカルスタッフも含めたスポーツ医・科学の素養を持つ多様な職種を配置して、アスリートのサポートを行う体制の充実が進んできたものの、包括的なケアの仕組みについては十分に確立されておらず、アスリートやそれに関わる全ての人の身体的・精神的・社会的観点から支援の質を高め、アスリート等に配慮した国際競技力向上の仕組みを構築する必要がある。



2023年の世界選手権に出場した五輪4競技のエリート選手562名を対象とした調査では、健康問題とabuse（虐待・ハラスメント等）との関連が示され、過去1年間に多くのアスリートが身体的・精神的不調を経験していた。心理的な不適切言動や、競技成績向上を名目とした不適切な指導・行為は健康悪化と関連し、包括的なケアと予防体制の重要性が指摘された。

出典：
“Exploring the hidden link: high-performance athletes, health and abuse” ([リンク](#))



I O Cは、パリ2024で約240万件の投稿を監視し、1万件超の誹謗中傷等の不適切投稿を確認。



I O Cは、パリ2024でM i n d Z o n eの設置や、24時間対応の多言語心理相談ホットラインなど、メンタルヘルスに関する取組を実施。

出典：
“World Menatal Health Day: How the IOC ran the largest online abuse prevention programme ever conducted in sport at Paris 2024” ([リンク](#))

■ 健全で公正な社会基盤の構築と共生社会の実現への貢献

- 国民一人一人が享受するスポーツの価値の根底にあるのは、スポーツの公正性・公平性の確保、いわば“クリーンでフェアなスポーツ”であり、スポーツ・インテグリティに関わる多角的な施策や課題解決は、スポーツの価値を守るとともに、スポーツの健全化を超え、持続可能な社会を支える公平・公正な基盤そのものの構築につながる。
- 令和元年に「スポーツ団体ガバナンスコード」が策定され、中央競技団体（以下「NF」という。）は毎年自己点検を行い、4年に1度は公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）・公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）・公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下「JSPA」という。）による適合性審査を受けることとなっているほか、令和5年に「スポーツ団体ガバナンスコード」の改定を行い、よりきめ細やかな対応を行うなど、スポーツ・インテグリティ*を守る文化の定着が進んでいるが、今後は、SNS上の誹謗中傷、競技の不正操作など新たな課題にも、柔軟かつ倫理的な視点で向き合う必要がある。
- さらに、アスリートは、競技外においても、競技で培った判断力や適応力、自己管理能力や目標達成能力等を生かし、企業・団体等の組織に留まらず、広く社会で活躍できる可能性を持っている。企業・団体等において、こうしたアスリートの能力を活用し、人材育成、業務運営の改善・柔軟化、組織の活性化などを実現していくことにより、変化の激しい社会や国際競争の中で、企業等の持続的な成長に貢献でき、国民のスポーツの関心を高めることができる。このため、社会で活躍するアスリートのキャリアモデルやそのような環境づくりに取り組む企業・団体等のモデルを示すことで、社会全体での共生社会の実現にも資する。

*：スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態。脅威の例として、ドーピング、八百長、違法賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスメント、人種差別、スポーツ団体のガバナンスの欠如等がある。

<スポーツ・インテグリティ施策と社会課題解決の関係性>

- ✓ ユネスコで取りまとめられた文書において、スポーツ・インテグリティの強化は、「**誰もが尊重され、安全で、透明性の高い公正な社会**」実現のための広範な社会変革の触媒として捉えられている。

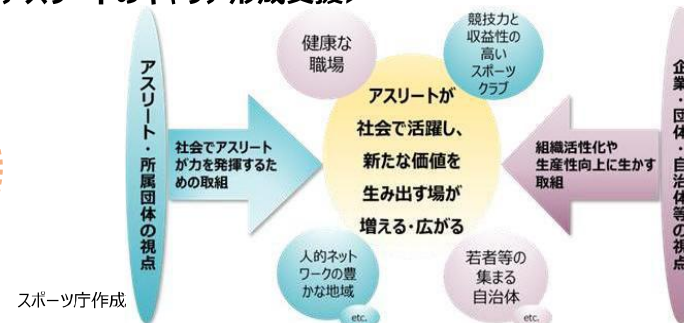
出典：ユネスコ カザン行動計画
ユネスコ スポーツ・インテグリティ・ガイドライン

インテグリティを構成する3つの主要な柱：

- 人々のインテグリティ（暴力や虐待からの保護、人々の安全と安心の確保等）
- 競技のインテグリティ（競技操作対策及びドーピングとの闘い等）
- 組織のインテグリティ（グッドガバナンス（適切な組織統治）等）

スポーツ・インテグリティに関わる多角的な施策及び課題解決がもたらす総体的なインパクトは、スポーツの健全化を超え、持続可能な社会を支える公平・公正な基盤そのものの構築である

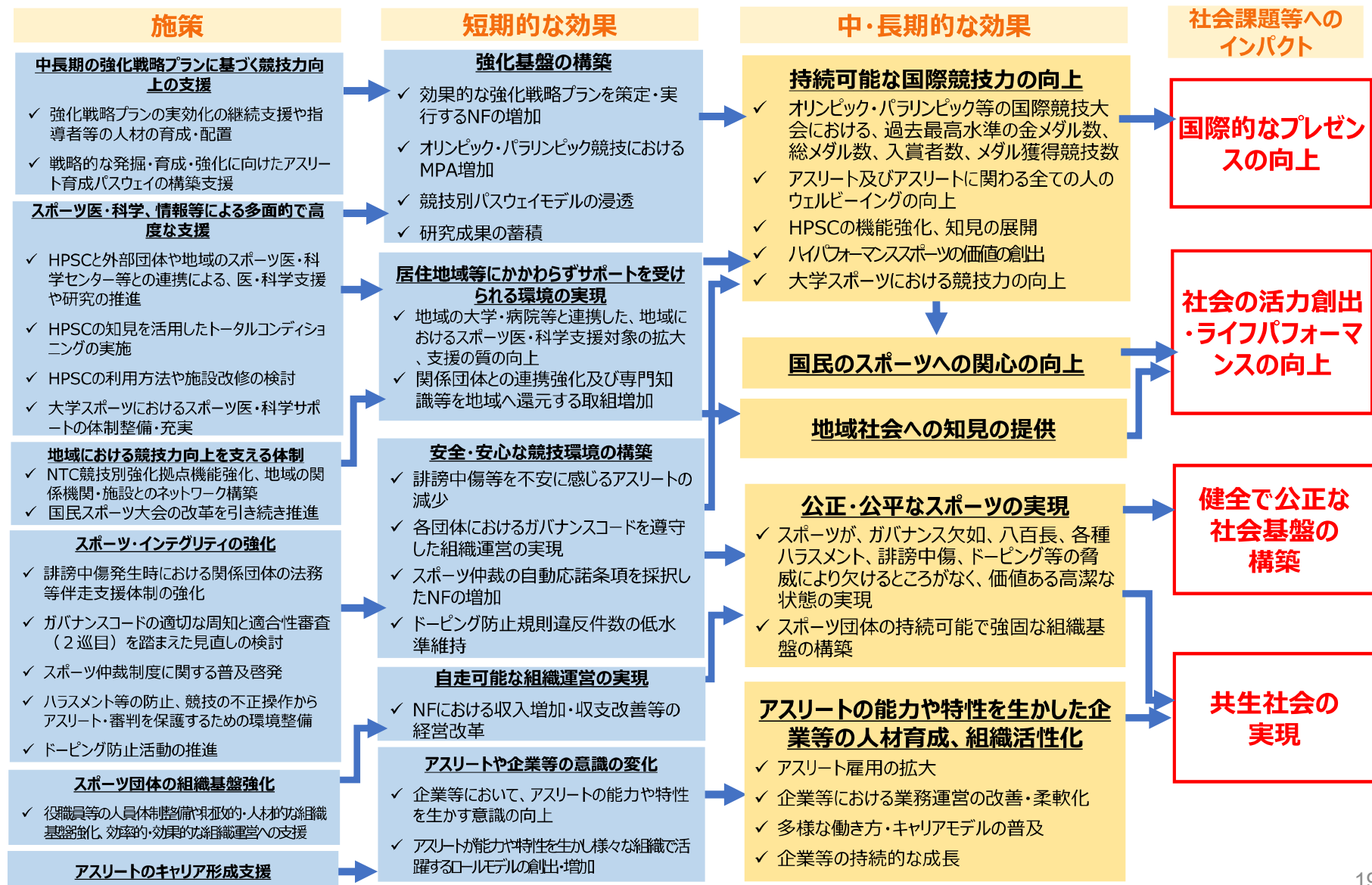
<アスリートのキャリア形成支援>



- このように、ハイパフォーマンスの追求による国際競技力向上の取組は、アスリートを含めたスポーツ界への直接的な効果にとどまらず、一般の人々の健康の保持・増進に生かすことができる可能性を秘めており、全ての人が元気に活躍し続けられる、活力ある健全な社会の形成に貢献するものである。また、アスリートの多様な活躍は、企業等の持続的な成長や共生社会の実現にも資する。
- スポーツ・インテグリティの確保は、持続可能な社会を支える公平・公正な基盤そのものの構築につながるものである。今後は、SNS上の誹謗中傷、競技の不正操作など新たな課題にも、柔軟かつ倫理的な視点で向き合う必要がある。

重点課題 2

ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元



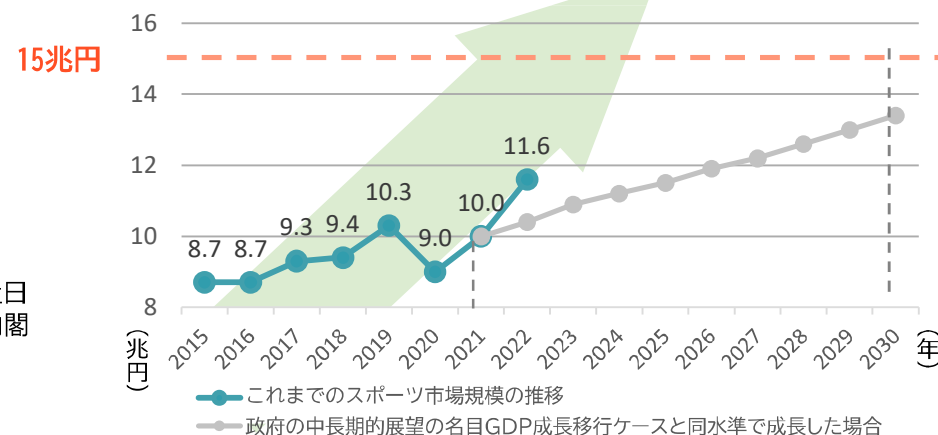
日本の経済成長の実現への貢献

- スポーツがある場所には自然と人が「集まる」。そして、感動や体験を共有することで人と人が「つながる」。我が国の総人口が減少中、かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムから中長期的に信頼される持続可能なシステムへと転換していくことが求められているなど*1、我が国が直面する課題が複雑化、多様化する一方で、スポーツは地域経済の活性化、交流人口の拡大や地方誘客、自然を含めた地域資源の活用等を通じて、豊かなつながりをもたらすとともに、追い風となる変化をもたらすことができる。また、持続可能なスポーツ振興のためには、各スポーツ団体において、収益・財務基盤の強化を進めることが重要である。
- スポーツ市場規模は、2022年に11.6兆円となり、国の名目GDP成長率を上回る成長を見せ*2、成長産業の一つとしての役割を果たしている。世界的に見ても、スポーツ市場は、今後も周辺産業を巻き込んで高い成長が期待される分野であり、日本の経済成長に貢献することができる。
- スポーツの成長産業化を確かなものとするためには、スポーツを地域の資源や文化を結び付けて新たな価値を生み出すといった、他分野との連携、スポーツに関心がなかった層を巻き込むといった「横の広がり」、そして、スポーツDX等による観戦や体験の質を高める「縦の深化」が求められる。加えて、これら「横」と「縦」を組み合わせ、スポーツを生活に根付かせる必要があり、あわせて、スポーツの浸透を担う組織・人材育成を行うことも重要である。

*1：「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）

*2：「わが国スポーツ産業の経済規模推計 日本版スポーツサテライトアカウント 2011～2022年推計」（2026年3月株式会社日本政策投資銀行 産業調査部（監修：スポーツ庁、経済産業省））及び内閣府「中長期の経済財政に関する試算」等を基にスポーツ庁にて試算

<スポーツ市場規模の推移と今後の成長イメージ>



出典：「わが国スポーツ産業の経済規模推計」（2026年3月 株式会社日本政策投資銀行）及び「中長期の経済財政に関する試算」（内閣府）等を基にスポーツ庁にて試算

■ 地域経済の活性化、共生社会の実現への貢献

- 日本全体の急速な人口減少や少子高齢化に加え、地方部から都市圏、特に東京圏への転入超過が続き、地方部では労働力が大きく減少する傾向が続いており*1、我が国経済の半分程度を占める地域の経済停滞や活力の低下など、地域・社会が抱える問題は厳しさを増している。
- 特に、2020年の新型コロナウイルスの影響により減少していたインバウンドの需要が回復傾向にある中、観光をめぐる課題が顕在化・深刻化してきており、地方誘客・需要分散やオーバーツーリズムの未然防止・抑制が求められる。
- 高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が加速的に進行し、著しい劣化や損傷が「災害耐力の低下」をもたらす、災害時に被害を拡大させることが懸念されている。また、スポーツ環境の整備に当たっては、まちづくりとの一層の連携が重要となっているとともに、ユニバーサルデザインの考え方や環境に配慮した持続可能な施設等の充実が求められている。
- インターネットの普及等に伴う情報通信社会の急速な進展、人口減少、少子高齢化の進展により、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」は希薄化の一途をたどっており*2、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化を引き続き推進するとともに、スポーツ施設の文化芸術・防災拠点等の多目的利用やオープンスペースも含めたまちづくりの中での位置付けなど、スポーツによって、集まる・つながる空間の創出を目指し、スポーツを通じて自分らしく生きられる社会を実現することが重要である。

*1：「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）

*2：「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和6年6月11日（令和7年5月27日一部改定）孤独・孤立対策推進本部）

<スポーツを核としたまちづくりにより創出される価値>

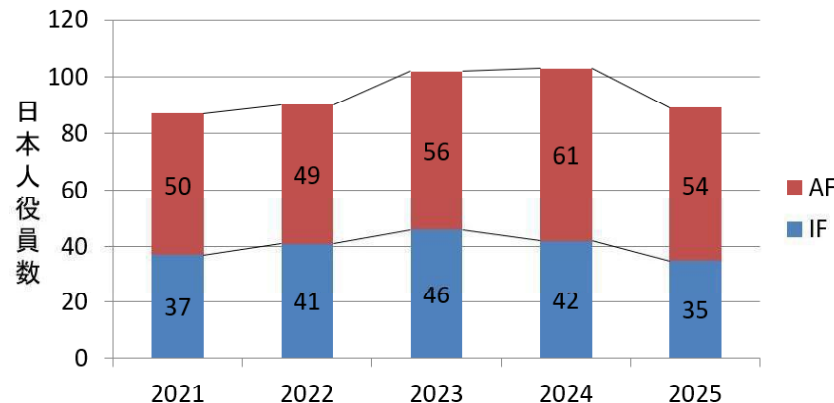


出典：スポーツ庁資料

■ 持続可能で包摂的な社会づくりへの貢献と国際的なプレゼンスの向上への貢献

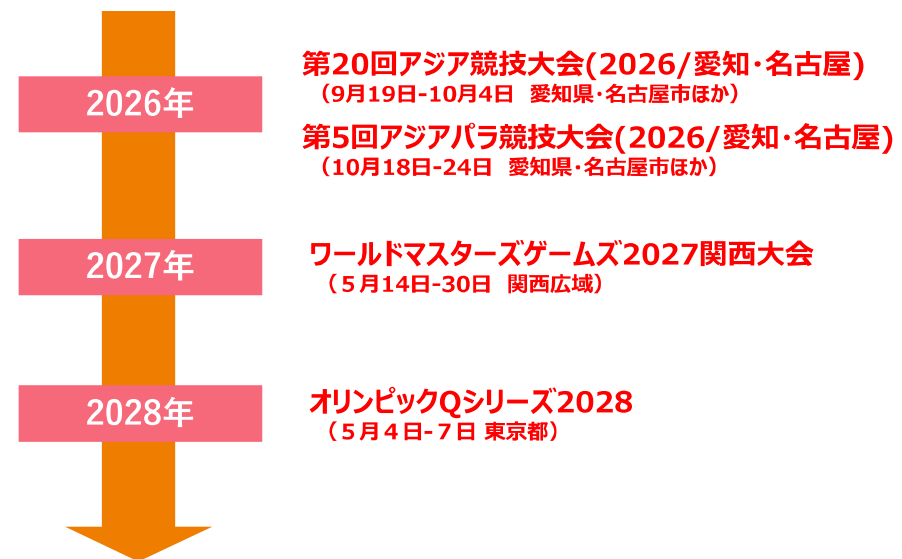
- スポーツの意義や価値を生かした社会への貢献は、地域や国内にとどまらない。日本には、スポーツの力で持続可能な社会や共生社会の実現に向け、国際的な動きをリードする立場から一層取り組むことが期待されており、スポーツ界における我が国の発言力を高めるとともに、国際的なルール作りなどの決定過程に積極的に参画していくことも重要である。世界のよりよい未来のために、国際競技大会や国際交流・協力の機会を通じて、世界のあらゆる世代の人々にスポーツの価値を広めていくことは、持続可能で包摂的な社会づくりに貢献するとともに、我が国の国際的なプレゼンス向上に貢献することが期待できる。

＜国際競技連盟（以下「IF」という。）・アジア競技連盟（以下「AF」という。）における日本人役員数＞



出典：JOC調べ、スポーツ庁調べ

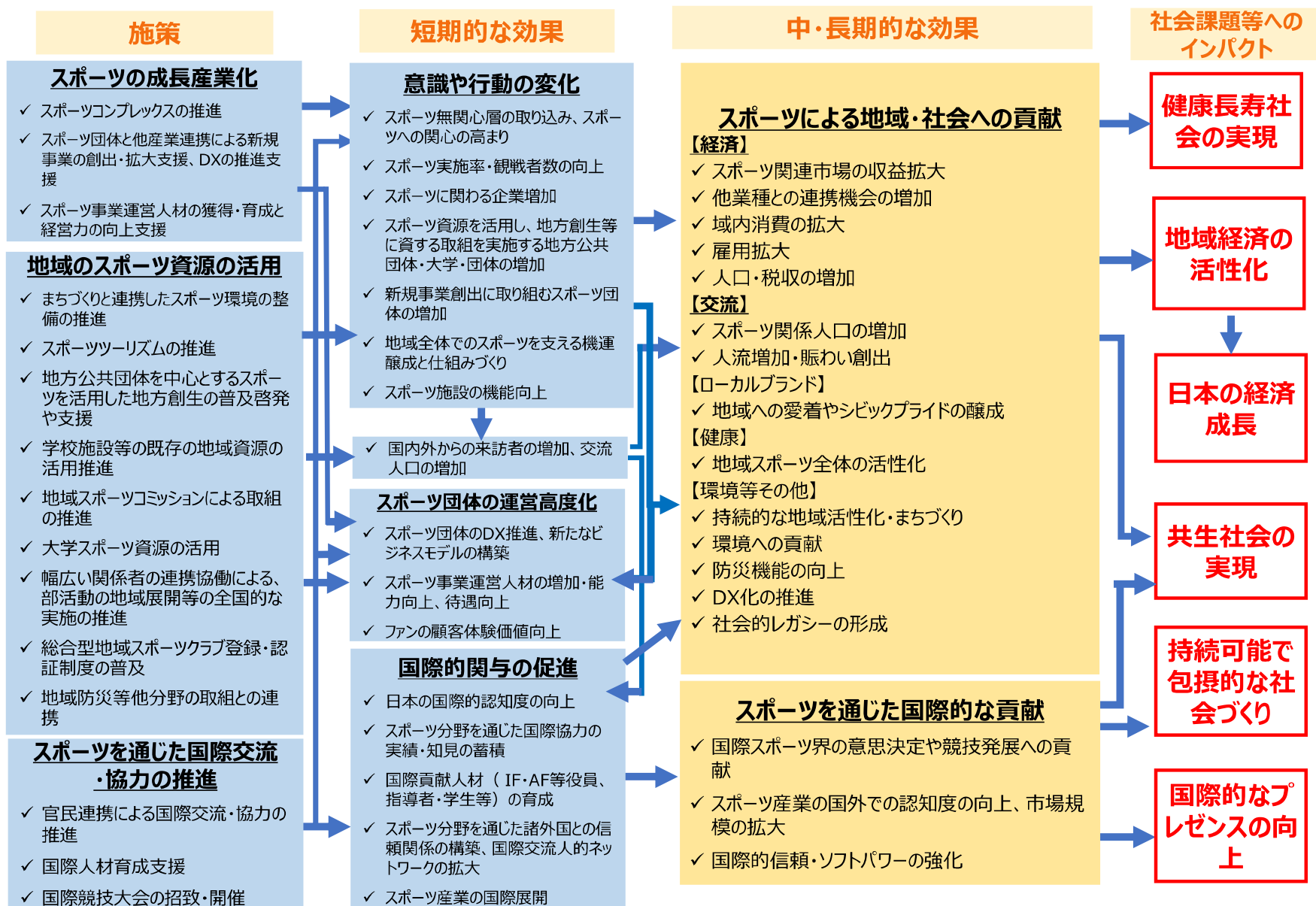
＜我が国で開催される主な国際競技大会＞



- スポーツには、その意義や価値を生かして地域・社会が抱えている様々な課題解決へ貢献することができる。その際には、単なるスポーツ振興のみならず、まちづくり・健康・共生社会・防災・イノベーション創出・DX・環境等の他の関連施策においてスポーツ資源を最大限活用するとともに、縦割りを排し、国、地方公共団体、スポーツ関係団体、民間企業、大学等の様々なステークホルダーが連携し、オールジャパンの体制の構築を図ることが重要である。

重点課題 3

スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献



第2章 第4期スポーツ基本計画の重点課題

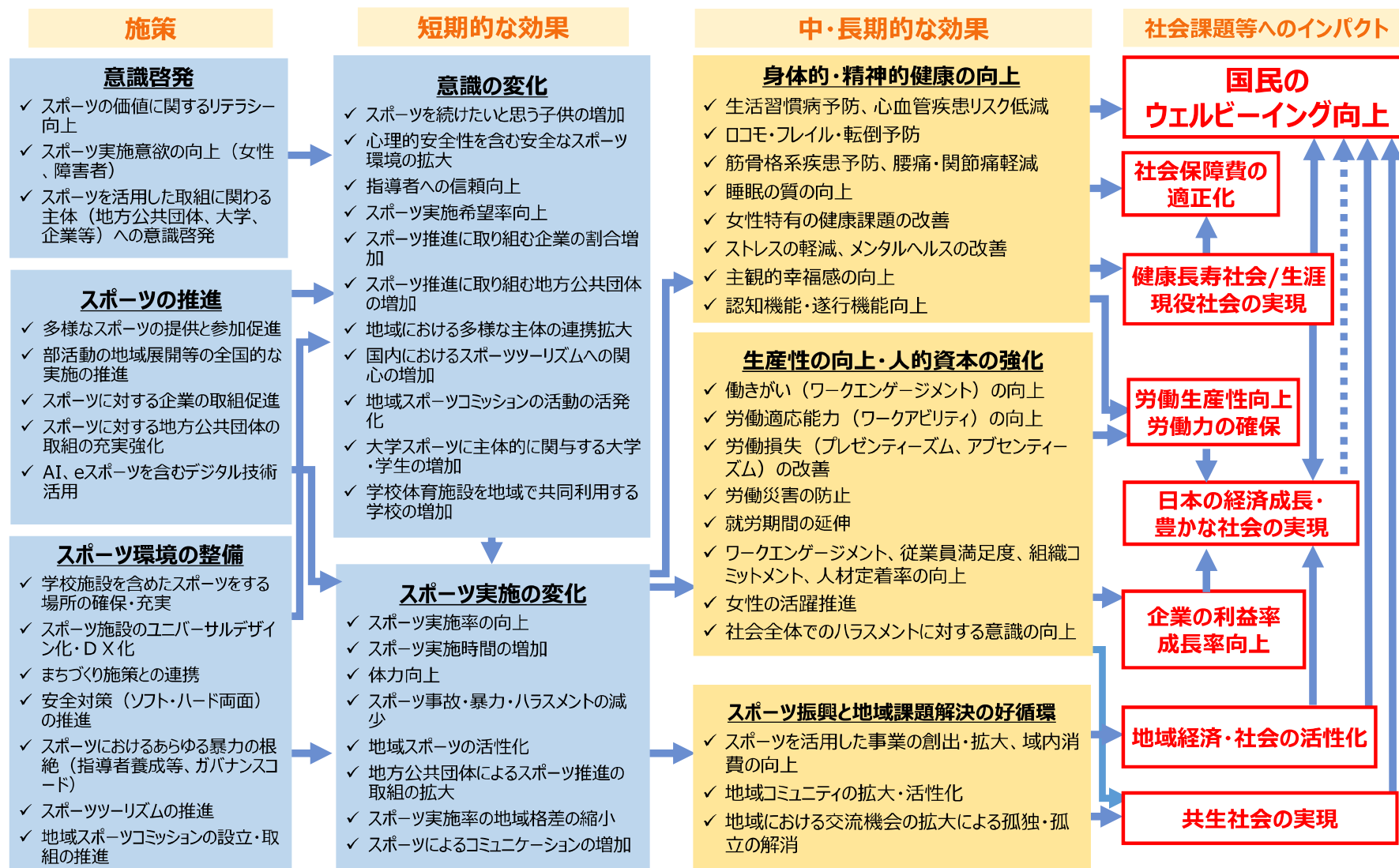
Ⅱ ねらいの実現に向けた3つの課題と重点施策

重点課題 1

国民のスポーツ実施促進と
「健康インフラ」構築を通じた、
ウェルビーイングの向上や
経済成長・豊かな社会の実現への貢献

重点課題 1

国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

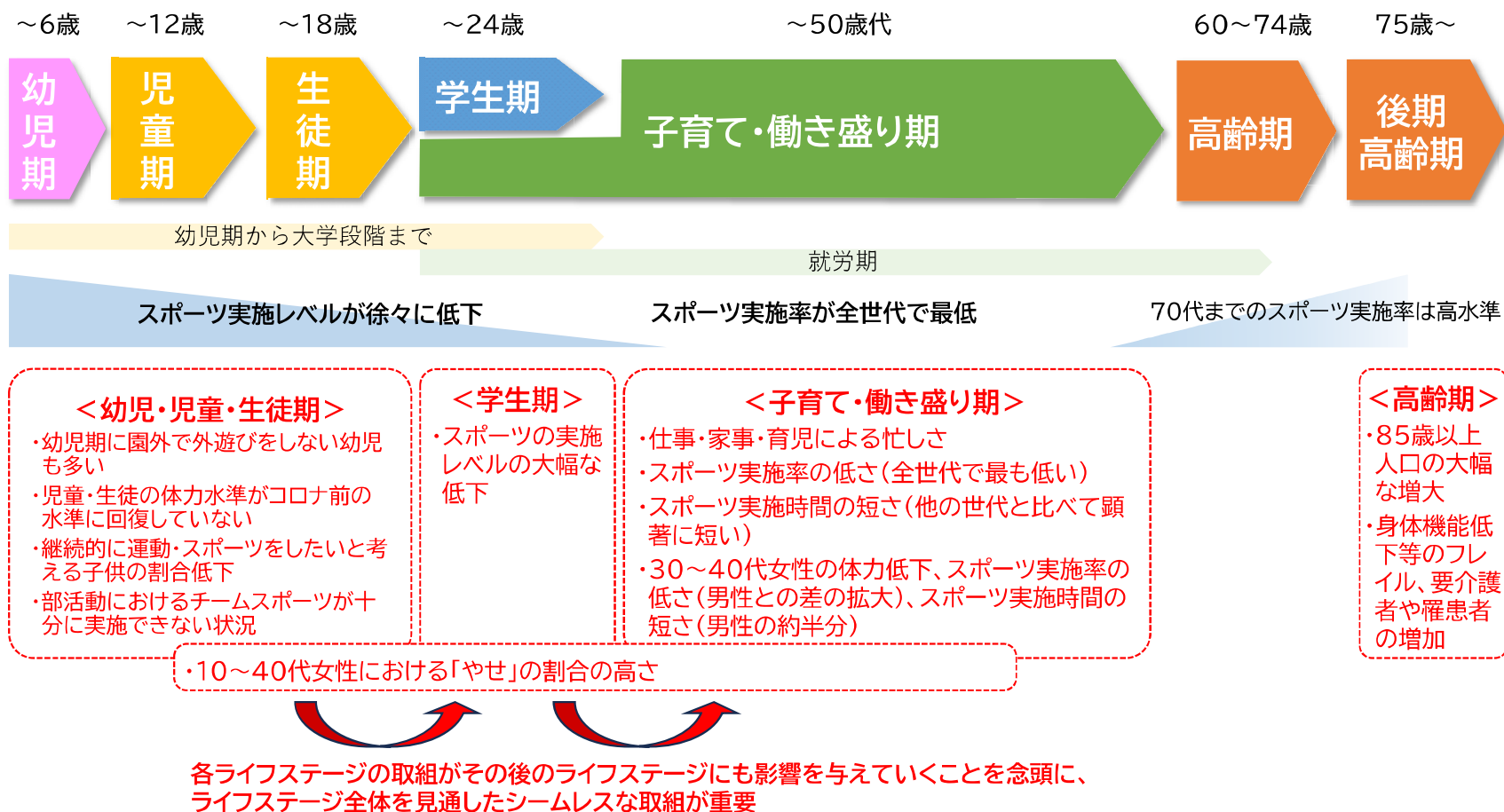


※各階層において継続的なエビデンスの構築・蓄積、検証、改善が重要(以下同。)

重点課題 1

国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

<ライフステージを通じたスポーツ実施に関する課題>



(注)ライフステージごとの課題については、具体的なアプローチを想定して整理しているが、個々人の発達段階や、キャリアに応じて多様性があることに留意する。

重点施策

国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

【項目】

（１）スポーツの「楽しさ」を軸とした多様なスポーツの推進

（２）ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進

- ① ライフステージを見通したシームレスな施策・取組の推進
- ② 幼児期から生徒期までの子供のスポーツ機会の充実と体力の向上
 - ア．子供の日常的な運動習慣の確立と体力の向上
 - イ．部活動の地域展開等の全国的な実施の推進
- ③ 学生期のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進
- ④ 子育て・働き盛り期（20～50代）のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進

（３）多様な背景に着目したスポーツ施策の推進

- ① 女性の健康・体力向上のための環境整備とスポーツ実施の促進
- ② 障害者のスポーツ機会の充実による共生社会の実現

（４）スポーツ施策の位置付け強化の推進

- ① 国や地方公共団体の重点政策におけるスポーツ推進政策の位置付け
- ② 企業経営における労働力不足対策や人への投資としてのスポーツの位置付け

（５）スポーツ実施を促す環境整備の推進

- ① スポーツ実施促進を支えるスポーツ関連産業の拡大

重点施策 1 (1) スポーツの「楽しさ」を軸とした多様なスポーツの推進

背景・現状

- ・スポーツの実施を促し継続につなげるためには、単に健康増進のための運動や身体活動だけでなく、スポーツが持つ多面的な「楽しさ」という価値を軸にしていくことが重要である。
- ・様々な志向を持つ人々がスポーツの多面的な「楽しさ」を実感できるようにするためには、スポーツに対する画一的なイメージを変え、多様なスポーツができる環境をつくっていくことが重要である。
- ・スポーツ庁の調査では、複数人で実施する割合が高いほど、また、多様な種目を実施しているものほど、ウェルビーイングが高い傾向がみられる。

＜各運動・スポーツ種目の「複数実施率」「Well-being」及び「他種目実施数」＞

種目名	回答人数	【複数人】で行う方が多い	【1人】で行う方が多い	充実感	幸福感	他種目実施数	(参) 実施順位
ゴルフ（コースでのラウンド）	1,779	96.3	3.7	7.10	7.32	3.7	8
バドミントン	566	96.1	3.9	7.17	7.30	5.1	16
テニス・ソフトテニス	801	95.8	4.2	7.31	7.51	4.7	12
卓球（ラージボール含む）	513	94.9	5.1	7.14	7.28	6.2	18
野球（硬式・軟式等）	568	93.0	7.0	7.36	7.28	5.4	19
ボウリング	505	90.5	9.5	6.98	7.27	5.8	13
スキー	552	74.1	25.9	7.05	7.24	6.3	15
ハイキング・ワンダーフォーゲル・オリエンテーリング	577	71.4	28.6	7.01	7.37	5.9	14
登山・トレッキング・トレイルランニング・ロッククライミング	1,127	65.0	35.0	7.02	7.21	5.1	10
釣り	594	56.6	43.4	6.41	6.72	5.8	17
エアロビクス・ヨガ・バレエ・ピラティス	2,176	50.6	49.4	7.04	7.28	3.1	7
アクアエクササイズ・水中ウォーキング	580	40.1	59.9	7.55	7.70	4.8	20
水泳（競泳・水球・飛び込み・アーティスティックスイミング・オープンウォータースイミング等）	1,145	31.5	68.5	7.25	7.34	5.1	11
体操（ラジオ体操・職場体操・美容体操・太極拳等）	3,824	29.4	70.6	6.63	7.03	3.2	5
ゴルフ（練習場・シミュレーションゴルフ）	1,378	26.6	73.4	7.06	7.27	4.3	9
ウォーキング（散歩・ぶらぶら歩き・一駅歩き・自ら進んで行う歩行等）	23,962	15.4	84.6	6.45	6.74	1.6	1
トレーニング（筋力トレーニング・トレッドミル・エアロバイク・室内運動器具を使ってする運動等）	4,767	10.8	89.2	6.87	6.99	3.2	3
ランニング（ジョギング）・マラソン・駅伝	4,023	10.5	89.5	7.09	7.12	3.7	4
サイクリング・自ら進んで行う自転車利用	3,178	9.2	90.8	6.60	6.78	3.6	6
階段昇降（2アップ3ダウン・エレベーターに乗りず階段を使用する等）	8,220	5.3	94.7	6.55	6.85	2.9	2
(参考)この1年間に運動・スポーツはしなかった・わからない	9,824	—	—	5.11	5.61	0.0	—

◆複数実施率とWell-being（本調査において「充実感、幸福感」とされている。）との間には正の相関が認められ、**複数人で実施する割合が高い種目ほど、Well-beingが高い傾向**がみられる。

◆運動・スポーツ種目別にその種目以外に実施している種目数（他種目実施数）をみると、「スキー（6.3種目）」「卓球（6.2種目）」「ハイキング・ワンダーフォーゲル・オリエンテーリング（5.9種目）」の順に多かった。また、他種目実施数とWell-being（充実感、幸福感）との間にも正の相関が認められ、**多様な種目を実施している者ほどWell-beingが高い傾向**が見られる。

※本調査での「充実感」「幸福感」の整理。

充実感：本人の日常生活における充実感

幸福感：本人の現在の幸福感

出典：「令和7年度『スポーツの実施状況等に関する世論調査』（令和8年3月 スポーツ庁）」

- ・ 誰もがスポーツの多面的な「楽しさ」を実感できるよう、より幅広いスポーツのイメージを発信しつつ、多様なスポーツができる環境整備を進める。
- ・ 単一のスポーツ種目、個人中心のスポーツ実施にとどまらず、多様なスポーツに親しむこと、集団でスポーツを実施することを推奨し、スポーツ実施行動の多様化とウェルビーイングの向上を図る。

◆スポーツの持つ「楽しさ」の普及

- ・ スポーツの持つ多面的な「楽しさ」や、生涯にわたってスポーツを続けることの重要性の発信を行い、生涯続けられるスポーツの振興を行う。
- ・ 競技志向のスポーツ活動に加え、スポーツを楽しむことや交流を重視したスポーツ活動（レクリエーショナルスポーツ）も含めた、幅広い意味での「スポーツ」のイメージの社会への浸透に向けた普及啓発を実施する。
- ・ レクリエーショナルスポーツや健康増進活動として楽しめるスポーツとして、フィットネス、ダンス等のエクササイズ、ボウリング等の体を動かすレジャー、登山・釣り・キャンプ等のアウトドア活動、マリンスポーツ、スケートボード等のアーバンスポーツ、ボッチャ・モルック・ピククルボール等の誰もが気軽に参加しやすいスポーツ、盆踊り等の体を動かす文化活動、散歩・ウォーキング、サイクリング等の日常的な運動など、幅広いスポーツの社会への浸透と普及を実施する。
- ・ スポーツの動機付け、効果を実感できる仕組み（ライフパフォーマンス向上に効果的な身体機能チェック・改善エクササイズと目的を持った多様なスポーツ）の普及を行う。

◆スポーツの複数種目の実施や集団でのスポーツの推奨

- ・ 単一のスポーツだけでなく複数のスポーツを実施することの重要性を発信する。
- ・ 単独でスポーツを実施することだけでなく、家族・仲間等とのスポーツやイベント、スクール、クラブ活動等の場を活用した集団でのスポーツを推奨することを発信する。
- ・ 部活動の地域展開等の推進を通じて、生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツやスポーツと文化芸術の融合、レクリエーショナル的な活動等）の機会を創出する。

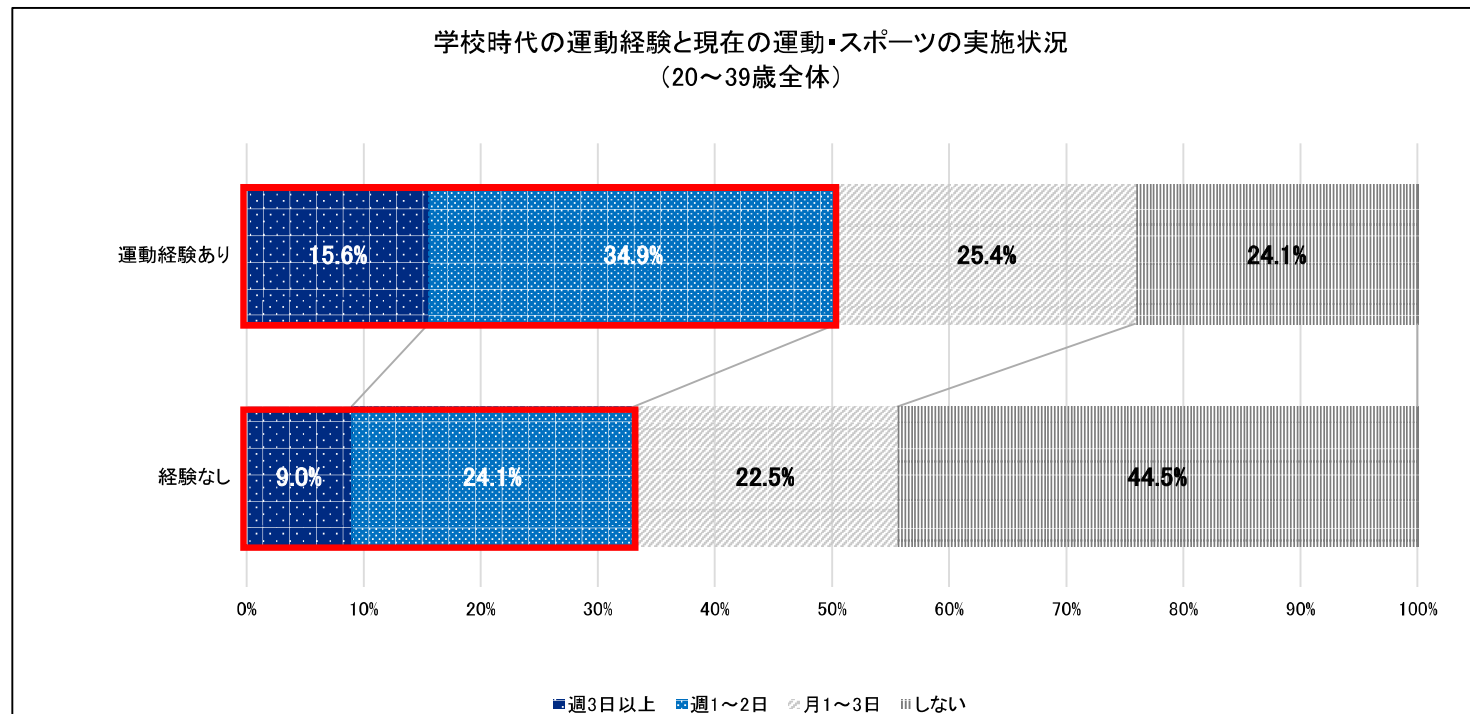
重点施策 1 (2)

ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進

①ライフステージを見通したシームレスな施策・取組の推進

背景・現状

- ・ 幼児期の外遊びの状況が小学校段階の運動習慣や体力にも影響し、学校時代の運動経験が20代～30代の運動・スポーツ実施頻度に影響する（週1日以上運動・スポーツ実施は、学校時代の運動経験がある方が17.5ポイント高い）など、運動習慣はライフステージを超えて影響を及ぼすことから、ライフステージごとにばらばらに取り組むのではなく、ライフステージを見通して連続・連携した取組を進める必要がある。



出典：「令和6年度体力・運動能力調査」（令和7年10月 スポーツ庁）

- ・ 誰もが生涯にわたってスポーツを継続できるように環境整備を進める。
- ・ 生徒期・学生期の運動部活動・地域クラブ活動から社会人でのスポーツ活動につなげられるよう、ライフステージで断絶しないスポーツ習慣を形成していく。

◆生涯を通じた国民のスポーツ行動形成の推進

- ・ 国民のスポーツ行動や傾向を分析しつつ、幼児・児童・生徒期から学生期を経て社会人につながるスポーツとの付き合い方の検討とその環境整備を行う。
- ・ 国民運動としてのスポーツ推進方策（スポーツの日や体力づくり強調月間の活用方策）を検討する。
- ・ 国民のスポーツ実施促進に向けた様々な面からの民間事業者との連携・協働の促進を行う。

◆多世代の地域スポーツ活動の推進

- ・ 部活動の地域展開等の全国的な実施を推進するとともに、中学生のみならず小学生・高校生・成人・高齢者等を含めた多様な関係者の地域クラブ活動への参画を促進する。
- ・ 子供から高齢者まで多様な地域住民がスポーツに親しむ機会を提供するため、J S P Oの総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の普及・活用により、中間支援組織が取り組む総合型地域スポーツクラブの自立的な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組を支援するなど、各種施策の展開を図る。

◆多様なスポーツ活動を推進する質の高い指導者等の養成への支援

- ・ ライフステージに応じた多様なスポーツ活動を推進するため、審判員、スポーツボランティアや、組織の運営人材等の養成を行うスポーツ団体及び地方公共団体等を支援する。また、J S P Oの公認スポーツ指導者制度等と連携し、質の高い指導者の養成を支援する。

重点施策 1 (2)

ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進

② 幼児期から生徒期までの子供のスポーツ機会の充実と体力の向上

ア. 子供の日常的な運動習慣の確立と体力の向上

背景・現状

- ・ 平日に園外で全く外遊びをしない幼児も多く、また、幼児期の外遊びの状況が小学校段階の運動習慣や体力にも影響。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大以降、子供の運動時間は減少傾向にある。
- ・ 生活習慣の変化が運動習慣にも影響を与える要因の一つと考えられる（スクリーンタイムが長い児童生徒ほど運動時間が短い傾向）。
- ・ 継続的に運動やスポーツをしたいと考える子供の割合が低下する傾向にある。
- ・ 特に幼児期からの運動習慣形成には、保護者等の意識・行動が大きな影響を及ぼす。

＜入学前の外遊びの実施状況別に見た運動・スポーツ実施状況（10歳）＞



出典：「令和元年度『体力・運動能力調査』
(令和2年10月 スポーツ庁)」

＜卒業しても運動する時間を持ちたいと思う児童・生徒の割合＞



出典：「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」
(令和7年12月 スポーツ庁)

- ・ 幼児期からの運動習慣形成、幼児期と小学校体育等との接続や、発達段階等を踏まえた子供たちの内発的動機付けに基づく活動機会の一層の充実等を図り、体育をはじめとする学校教育活動を通じて、性別・障害の有無等にかかわらず生涯にわたって心身の健康を保持・増進し豊かなスポーツライフの実現につながる資質・能力の育成を目指す。

※今後、中央教育審議会での学習指導要領改訂の議論も踏まえ、更に検討を進める

【数値目標】

- ・ 運動・スポーツをする中で、体を動かすことや友達との交流・協力などの多様な「楽しさ」を実感することができる児童・生徒の割合についての指標を設定予定（児童生徒が楽しいと感じる場面についても具体的に質問項目を設定（例：いろいろな種目を体験したとき、友達と交流したり協力できたとき など））

※本数値目標は令和8年度に新設する調査項目でデータを拾うため、出発台となる数値を踏まえて目標を設定予定

- ・ 「卒業後も運動・スポーツを続けたい」と答える児童・生徒の割合：児童平均70%、生徒平均65%

※運動時間、新体力テストの結果についても参考指標として設定

- ・ 就学前（幼児期）の外遊びの実施状況についての指標を設定予定

◆ 幼児期からの運動遊び機会の充実

- ・ 幼児期からの運動遊びの機会充実を促進するため、その重要性に関する保護者、幼児教育・保育関係者等への普及啓発に取り組む。
- ・ 多様な動きを経験し、体の基本的な動きを身に付けるために、幼児期運動指針やアクティブ・チャイルド・プログラム※等を活用した運動遊びの機会の充実を図る。

※ J S P Oが開発した子供が発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する運動プログラム。

◆ 学校体育等の充実

- ・ 体育をはじめとする学校教育活動を通じて、全ての子供たちが運動の多様な楽しさを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現することにつながる実践事例を普及展開する。
- ・ 学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた、幼児期と児童期の円滑な接続や児童・生徒期における内発的動機付けに基づく活動機会の充実に資する指導参考資料等の展開・教師等の研修機会の充実に取り組むとともに、体育の専科教員の配置や地域の人的・物的資源の活用を推進する。

◆ 地域における子供のスポーツ機会の充実

- ・ 子供のスポーツ機会の更なる充実に向け、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等の幅広い関係団体や、大学、民間企業等と連携・協働した部活動の地域展開等を推進する。

重点施策 1 (2)

ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進

② 幼児期から生徒期までの子供のスポーツ機会の充実と体力の向上 イ. 部活動の地域展開等の全国的な実施の推進

背景・現状

- ・ 少子化の進展等により、部活動においてチームスポーツなどが十分に実施できない状況が生じている。
- ・ 将来にわたって生徒が継続的にスポーツに親しむ機会を確保・充実するため、これまで学校単位で行われてきた部活動を地域全体で関係者が連携して支えることによって新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすることを目指し、主に公立中学校を対象として、部活動の地域展開等を進めている。
- ・ 部活動の地域展開等は着実に進捗しているものの、指導者確保をはじめとした課題解決等に時間を要し、思うように改革が進められていない地方公共団体もあるなど、進捗について地域差が存在している。

少子化の進展（中学生世代の人口の急激な減少）

- 学校数の減少、それ以上に進む少子化で生徒数／学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難。

中学生世代の今後の人口動向の推計



中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数
厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2023年4月）により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（令和5年推計）詳細結果表」の「1. 出生中位（死亡中位）推計」を基に算出。

部活動の地域展開等の進捗状況（休日）

- 「改革推進期間」が始まった令和5年度以降、部活動の地域展開等が着実に進捗
- 「改革実行期間」が始まる令和8年度には、約3割の部活動が地域展開し、地域クラブ活動となる予定。
スポーツで1,097自治体、文化芸術で646自治体が地域展開に取り組む予定。



目標

- ・ 部活動の地域展開等の全国的な実施を推進する（休日については、令和13年度までに原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。）。
 - ・ 障害の有無や運動の得意・不得意等を問わず全ての生徒がそれぞれの希望に応じた多種多様な活動に参加できるよう、地域の実情等に応じた環境を整備する。
 - ・ 地域クラブ活動において、部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出するとともに、認定制度を通じて質の担保等を図る。
 - ・ 生徒のみならず全ての人々のスポーツ活動の充実や地域社会の維持・活性化につなげていく。
- ※地域ごとに学校部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要。

【数値目標】

- ・ 令和13年度までに、休日については、原則全ての学校部活動において地域展開を実現（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、部活動指導員の配置等を推進）

重点施策

◆部活動改革に関する関係者の理解促進

- ・ 部活動の地域展開等の全国的な実施に向け、令和7年12月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の理解促進を図るとともに、全国の好事例の横展開を進める。

◆地方公共団体に対する継続的な財政支援や伴走支援の実施

- ・ 部活動の地域展開等を円滑に進めるため、休日の地域クラブ活動の活動費等の支援、経済的困窮世帯の生徒への支援など、地方公共団体に対する継続的な財政支援や伴走支援を行う。
- ・ 地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要であり、部活動指導員の配置等について、引き続き地方公共団体に対する支援を行う。

◆幅広い関係団体・大学・民間企業等の参加促進に向けた機運醸成

- ・ 部活動の地域展開等を推進するため、指導者の確保・育成、活動場所の確保、資金の確保等の課題に対する課題解決のための各種資源等を有する幅広い関係団体・大学・民間企業等と連携して、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等に取り組む。

重点施策 1 (2)

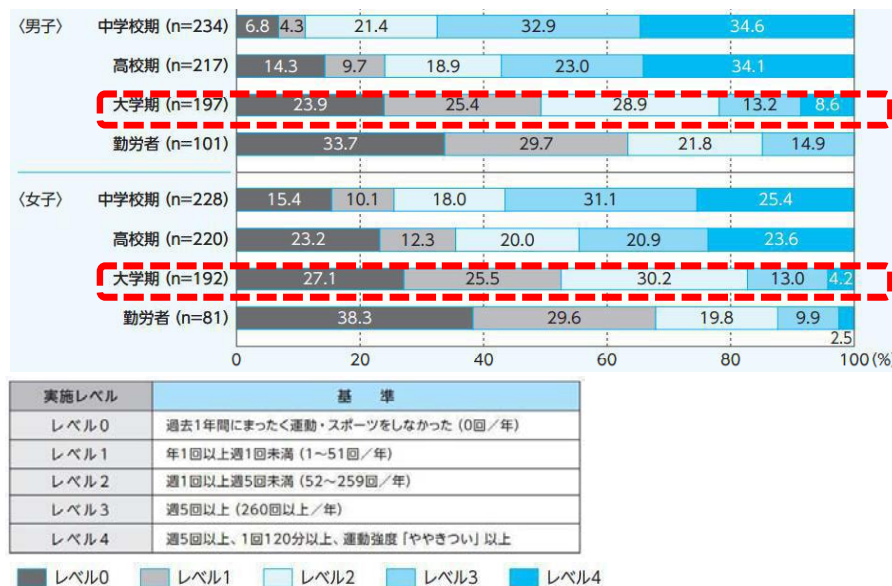
ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進

③学生期のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進

背景・現状

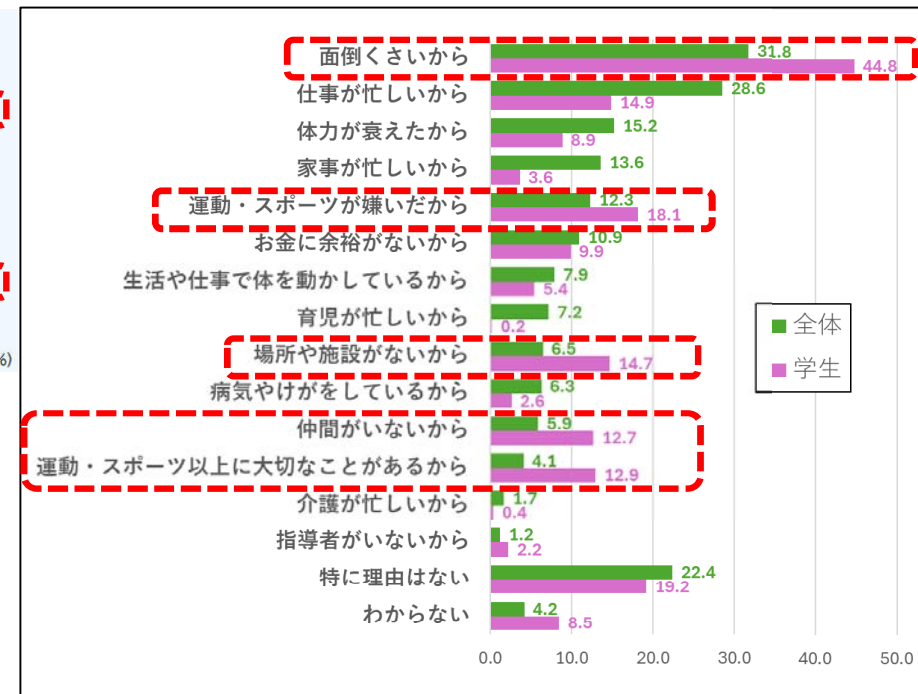
- ・ 学生期にスポーツ実施レベルが大きく低下する傾向にある。
- ・ スポーツ実施率の低下は男女ともに高校生から始まり、学生期も低下している。
- ・ 運動・スポーツを実施しない理由として、「面倒くさいから（44.8%）」、「特に理由はない（19.2%）」、「運動・スポーツが嫌いだから（18.1%）」、「仕事が忙しいから（14.9%）」と続く。

＜運動・スポーツ実施レベル（学校期別・性別）＞



出典：「12～21歳のスポーツライフに関する調査2023 ～青少年の運動・スポーツ活動に関する全国調査～」(令和6年3月 公益財団法人笹川スポーツ財団)

＜学生期における運動・スポーツ実施の阻害要因＞



出典：「令和7年度『スポーツの実施状況に関する世論調査』」
(令和7年11月 スポーツ庁)

- ・ 運動部活動等に参加している一部の学生のみならず、多くの学生が利用できるよう大学におけるスポーツ環境を整備し、学生時代に低下するスポーツ実施レベルを引き上げることで、スポーツ習慣の維持と社会人への橋渡しをスムーズに行い、生涯を通じたスポーツの継続につなげる。

【数値目標】

- ・ 学生期の週 1 日以上スポーツ実施率 : 65%以上

※18～24歳

(参考)「令和 7 年度『スポーツの実施状況等に関する世論調査』」における学生のスポーツ実施希望率 : 66.9%

◆大学経営における学生向けスポーツ推進施策の位置付けの強化

- ・ 大学自身が大学スポーツ振興の意義と責任を自覚し、主体的に関与する体制を整備するよう、各大学においてスポーツ分野の取組を一体的に推進する統括部局の設置を促進する。

◆豊かなスポーツライフの継続に向けた大学体育・スポーツの充実

- ・ 大学体育・スポーツが、大学生活を健康で有意義に過ごすのみならず、学生の運動習慣の定着や豊かな人生の実現に資するものであることを踏まえ、関係団体との連携をより一層強化し、大学体育・スポーツの充実を図る。
- ・ 学生がスポーツを通じて社会的人材として成長するため、学生の企画・運営によるホームゲームの実施等により、学生が活躍する機会を拡充する。
- ・ 大学スポーツにおけるクリーンでフェアなスポーツの推進を図るため、一般社団法人大学スポーツ協会（以下「UNIVERSITY」）の事業も活用しながら、大学がインテグリティ向上に取り組むことにより、学生が安全に安心して大学スポーツに取り組める環境を整備する。

◆運動部活動に参加していない学生も含めた学内の運動環境の整備

- ・ 大学におけるスポーツの裾野の拡大に向けて、レクリエーショナルスポーツの実施等を通じて、一般学生や大学教職員等のスポーツ機会の創出・充実を図る。
- ・ 学生向けにスポーツ環境を整備し、スポーツ実施促進の取組を行う大学を認定・評価し、好事例を周知するとともに、学生向けのスポーツ推進に取り組む大学と地方公共団体との連携した取組を促進する。

重点施策1（2）

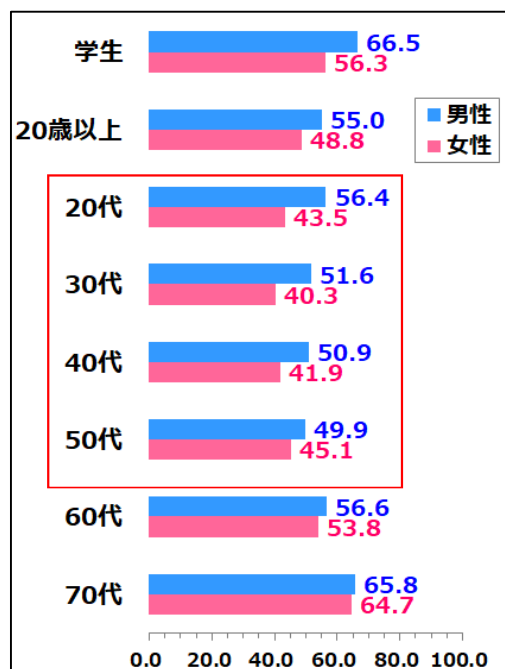
ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進

④子育て・働き盛り期（20～50代）のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進

背景・現状

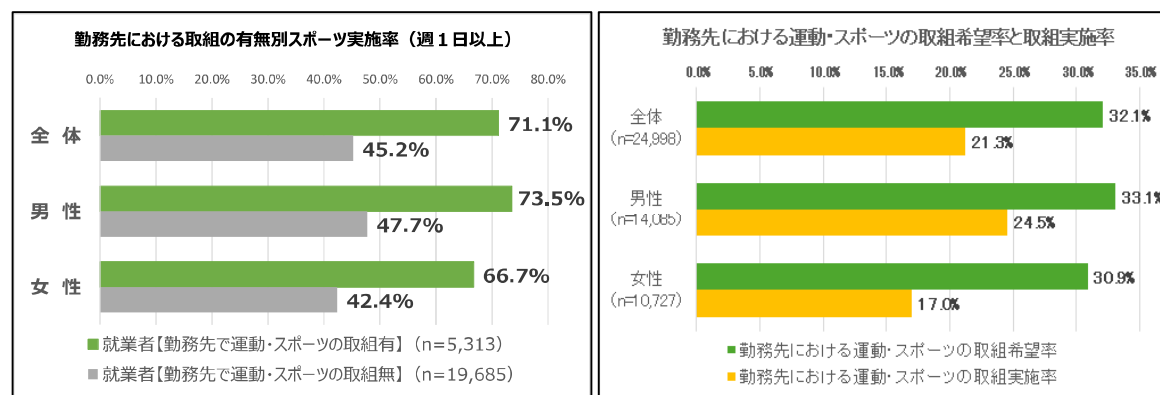
- ・ 子育て・働き盛り期（20～50代）において、スポーツ実施率が低い状況が続いている（背景には仕事・家事・育児による忙しさがある。）。
- ・ スポーツ実施に取り組む企業では高い実施率となっている一方で、取り組んでいる企業は2割程度にとどまっている。

＜性・年代別スポーツ実施率＞



※「学生」の年齢範囲：18歳～24歳

＜職場における運動・スポーツの取組＞



出典：「令和7年度『スポーツの実施状況に関する世論調査』（令和7年11月 スポーツ庁）」

- ・ スポーツ実施率が低い子育て・働き盛り期について、職場を中心に身近な環境で運動・スポーツが実施できる環境を整備することにより、子育て・働き盛り期のスポーツを通じた健康増進やウェルビーイングの向上を図る。

【数値目標】

- ・ 働き盛り期の週 1 日以上のスポーツ実施率（※1）：55%以上（男女差をなくす）
※本数値目標は重点課題 1（3）①にも記載あり。
- ・ 働き盛り期の週当たりのスポーツ実施時間（※2）：男性 週105分以上（1日当たりに換算すると15分以上）
女性 週 70分以上（1日当たりに換算すると10分以上）

※本数値目標は重点課題 1（3）①にも記載あり。

- ・ 勤務先において運動・スポーツを活用した取組が行われているとする者の割合：30%以上

（※1）運動・スポーツが習慣化されていない層の参加を促すための初期段階の目標として設定。

（※2）子育て・働き盛り期の実施時間が短い現状を踏まえ、少しでも実施時間を向上させていくことを目的とした段階的な目標として設定。

また、実施時間は 1 日ごとの達成を求めるものではなく、週単位での合計時間を満たすことを目標とする。

◆スポーツの価値に関するリテラシー向上

- ・ 子育て・働き盛り期のスポーツ実施の重要性、価値に関するリテラシー向上を図るため、スポーツがもたらす効果についての分かりやすい周知啓発を実施する。
- ・ 大学生や就活生に対するスポーツエールカンパニーや健康経営の認知度向上に向けた発信を強化する。
- ・ 企業の取組効果や好事例の発信強化による経営者向けの周知啓発を行う。

◆職場における取組の促進

- ・ 職場における従業員に対する運動支援の取組を促進する。

（体制整備）

- 経営層による積極的な関与とメッセージの発信
- 担当部署や担当者の指名など旗振り役の設定
- 社内外のスポーツ指導者やアスリートの積極的な活用 など

（ソフト面の取組：複数の実施を推奨）

- 職場で運動しやすい雰囲気づくり
- 就業時間中における運動実施（職場主導による運動プログラムの提供・一斉実施、就業時間中の自主的な短時間の運動実施の推奨など）
- 就業時間外の運動実施や運動・スポーツイベント開催
- 定期的な体力測定・身体機能チェックの実施 など

（ハード面の整備）

- 職場内におけるスポーツ施設（社内ジムなど）・運動スペースの整備 など

【次ページに続く】

◆スポーツ推進に取り組む企業等に対する支援

- ・ スポーツ推進に取り組む企業に対する支援策について検討する。
- ・ 地方公共団体による子育て・働き盛り期向けの取組（各地域の企業との連携強化を含む。）を支援し、その充実強化を図る。
- ・ 経済団体との連携を強化しつつ、健康経営とスポーツエールカンパニーの連携促進を検討し、中小企業も含めた企業に対する支援を強化する。
- ・ 金融・保険業界等による企業・個人へのインセンティブ付与の取組を推進する。
- ・ 各種健康診断や健康保険組合等とも連携しつつ、スポーツ実施の習慣化の契機となる体力測定、身体機能チェック等の定期的な実施を促進する。
- ・ 健康日本21に基づく健康づくりの取組や労働災害防止対策の取組等の厚生労働省の取組とスポーツ推進施策との連携を図る。

◆関連ビジネス市場の拡大を含めた企業向けスポーツ関連サービスの強化

- ・ 子育て・働き盛り期のスポーツ推進に関するビジネスの拡大に向けて企業向けにスポーツ関連サービスを提供する企業のSport in Life（以下「S I L」という。）コンソーシアムへの加盟促進を図るとともに、取組を行う企業とのビジネスマッチングの支援を強化する。
- ・ プロスポーツと連携した企業向け運動・スポーツ関連サービスの強化・高度化を図るため、スポーツ事業運営人材の獲得・育成を推進する。

※本施策は重点課題1（5）①にも記載あり。

重点施策 1 (3)

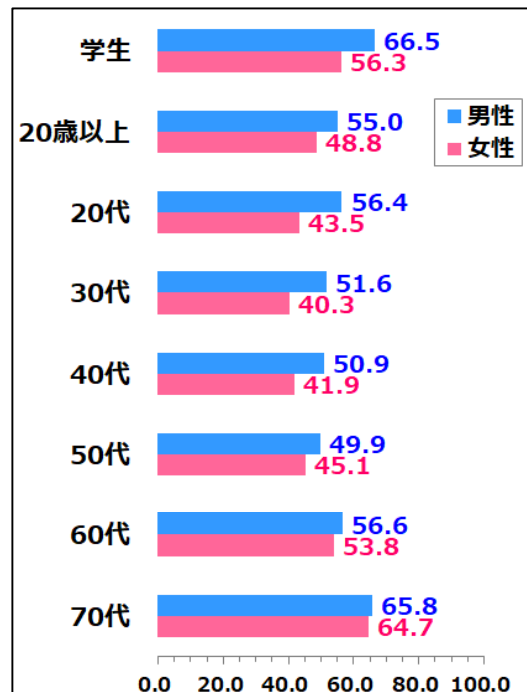
多様な背景に着目したスポーツ施策の推進

①女性の健康・体力向上のための環境整備とスポーツ実施の促進

背景・現状

- ・ 30～40代女性の体力低下の傾向が顕著であり、男性に比べスポーツ実施率が低い。
- ・ 女性の就業率は年々向上しており、仕事・家事・育児による忙しさが実施率が低い背景要因にある。
- ・ 女性特有の健康課題（やせ、月経随伴症状、更年期症状、骨粗しょう症、妊娠・出産等）への対応に向けたスポーツ施策の推進が重要であり、医療とスポーツの連携によるエビデンスの普及や、安全にスポーツに取り組める環境・支援体制の整備が求められている。

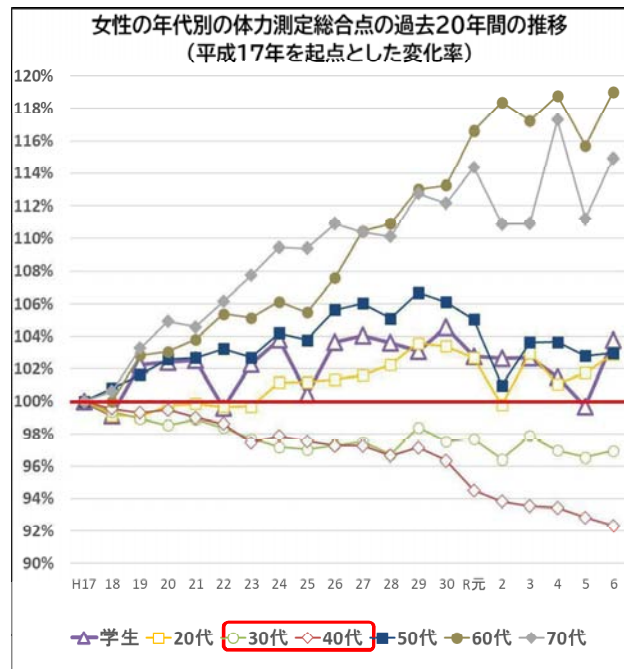
＜性・年代別スポーツ実施率＞



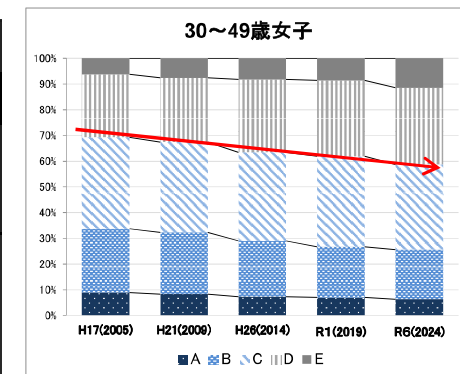
※「学生」の年齢範囲：18歳～24歳

出典：「令和7年度『スポーツの実施状況に関する世論調査』
(令和7年11月 スポーツ庁)」

＜女性の年代別の体力測定総合点の過去20年間の推移＞

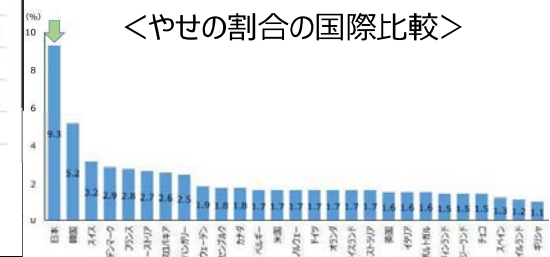


出典：「令和6年度『体力・運動能力調査』
(令和7年10月 スポーツ庁)」



※体力・運動能力の総合評価（A～E）。
Aが最も高くEが最も低い。

＜やせの割合の国際比較＞



出典：『国内外の女性のやせの動向（肥満研究）』
(平成30年4月 吉池信男ほか) を基に厚生労働省
健康局健康課栄養指導室で作図

- ・ 女性が心身ともに健康や体力を保持・増進し、元気に活躍することができるよう、スポーツの推進を通じて貢献する。

【数値目標】

- ・ 働き盛り期の週 1 日以上スポーツ実施率：55%以上（男女差をなくす）
※本数値目標は重点課題 1（2）④にも記載あり。
- ・ 働き盛り期の週当たりのスポーツ実施時間：女性 週70分以上（1 日当たりに換算すると10分以上）
※本数値目標は重点課題 1（2）④にも記載あり。
- ・ 30～40代女性の新体力テストの総合評価がC 以上である割合：増加に転じさせる

◆運動・スポーツの効果や価値（楽しさを含む。）についてのリテラシー向上

- ・ 女性特有の健康課題を踏まえ、ウェルビーイング・Quality of Life（以下「Q O L」という。）向上に向けたスポーツ実施の重要性に関する社会全体のリテラシー向上の取組を強化する。

◆女性の健康・体力の保持・増進に向けた環境整備

- ・ 関係団体と連携しつつ、女子学生が参加しやすい大学体育・スポーツに向けた取組の充実を図る。
- ・ 大学の運動環境整備において、運動部活動に参加していない学生も含めた女子学生が参加しやすいプログラムの提供を促進する。
- ・ 職場における従業員に対する運動支援の取組において、女性のニーズに対応した取組の充実強化を図る。
- ・ 地方公共団体による女性向けの運動促進の取組を支援し、その充実強化を図る。
- ・ フィットネス業界等と連携した女性向けスポーツビジネス・プログラムの拡大を図る。
※本施策は重点課題 1（5）①にも記載あり。
- ・ 女性のスポーツ実施についての効果的な取組に関する調査研究（具体的な取組の効果分析・検証、介入研究等を含む。）を推進する。

◆女性特有の健康課題の改善・女性活躍推進への貢献に向けた施策の促進

- ・ 体力の保持・増進に向けた身体機能チェック等の定期的な実施を促進する。
- ・ 女性の健康課題に対する健康増進施策（こども家庭庁、厚生労働省、経済産業省）との連携を図る。
- ・ 日本産科婦人科学会、スポーツドクター、理学療法士等と連携した妊娠期・産後の女性向けのスポーツの促進を図る。
- ・ 政府が進める女性活躍推進施策において、スポーツの活用促進を位置付ける。

重点施策1 (3)

多様な背景に着目したスポーツ施策の推進

②障害者のスポーツ機会の充実による共生社会の実現

背景・現状

- 障害者のスポーツ参加は、本人のウェルビーイングの向上はもとより、社会の多様性の確保や、新たな交流や価値の創造にもつながる。一方で、20歳以上の障害者のスポーツ実施率は、20歳以上の全体のスポーツ実施率よりも約20ポイント低く、地域差は最大で約20ポイントの差がある。
- 障害者がスポーツを始めたきっかけは、医療職・家族等の身近な方からの働きかけが最も大きい。
- 障害者に指導したことがない理由は、指導機会が無い場合を除き、知識・スキル・経験不足が最も多い。
- 国内には、身体障害・精神障害・知的障害合わせて約1,150万人の障害者がいると推計されているが、内閣府の調査によると、共生社会という考え方を知っている者の割合は5割弱、障害を理由とする差別や偏見があると思う者の割合は9割弱となっている。



出典：「令和7年度障害児・者のスポーツライフに関する調査」
(令和8年3月 スポーツ庁)

障害者の週1日以上のスポーツ実施率の指標（20歳以上：40%）を10ポイント以上下回る都道府県数
（3年合算による平均値で算出）
R1～R3：41自治体、R2～R4：37自治体、
R3～R5：26自治体、R4～R6：21自治体、
R5～R7：16自治体

出典：令和元年度～7年度「障害児・者のスポーツライフに関する調査」（スポーツ庁）

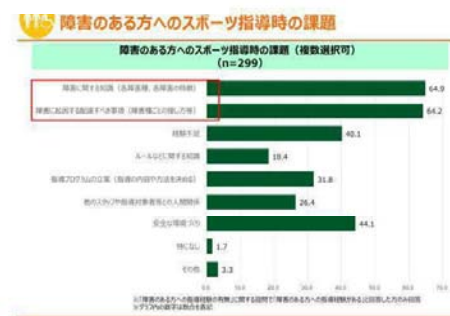


家族・医師等に勧められたことが、スポーツを始めたきっかけとなりやすい傾向



指導機会がないことを除けば、知識や経験がないために指導していない、との回答が多い

※「障害のある方への指導経験の有無」に関する質問で「障害のある方への指導経験がない」と回答した方の回答
※「指導機会がないこと」を除く



指導時に「障害に関する知識（障害種、各障害の特徴）」、「障害に関する偏見や差別意識（障害種ごとの接し方等）」が課題となっている、との回答が多い。

※「指導する際の課題」に関する質問で「指導する際の課題」と回答した方の回答
※「指導する際の課題」に関する質問で「指導する際の課題」と回答した方の回答

- ・ 共生社会の実現に向けて、全国のパラスポーツ振興の実績の一層の見える化を図る。
- ・ 当該実績を踏まえ、障害者の持続的なスポーツの機会提供に不可欠な取組について、重点的に推進する。

【数値目標】

- ・ 障害者の週 1 日以上スポーツ実施率：19歳まで 50%、20歳以上 40%以上
同数値目標（20歳以上：40%）を10ポイント以上下回る都道府県：ゼロ
※ 3 年合算による平均値で算出
- ・ 過去 1 年間に障害のない者とともにスポーツを実施した者の割合：30%以上
- ・ 都道府県・政令指定都市が策定するスポーツ振興を含む計画において、障害者のスポーツ実施に関する指標（障害者の週 1 日以上スポーツ実施率等）が盛り込まれている割合：100%

◆パラスポーツを担う人材の指導力強化

- ・ 障害者がスポーツを実施するに当たって重要な、パラスポーツを担う人材の指導力強化（スポーツ指導者・パラスポーツ指導者の質・量の充実等）として、以下の取組を実施する。
 - － パラスポーツ指導者の資質向上研修等の強化、オンデマンド化講習の活用促進
 - － スポーツ指導者各種講習・研修等の機会を活用した取組の推進

◆パラスポーツセンター等の機能強化、多様な関係団体との連携深化等

- ・ 地域の中核としてのパラスポーツセンター等の機能強化（ソフト・ハードの両面からの充実）を図るほか、誰もがスポーツに親しみやすい環境を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した施設等の充実に向けて、官民連携の取組も含め、効率的かつ効果的な整備・運営を推進する。
- ・ J P S Aにおける全国障害者スポーツ大会の在り方の検討・対応を行う。
※全国障害者スポーツ大会については、地域の予選会含め、地域における障害者のスポーツ環境の整備や共生社会の実現に向けた取組の推進等にご貢献していただき、国民スポーツ大会の改革の取組を踏まえつつ、国、地方公共団体、公益財団法人日本パラスポーツ協会及び中央競技団体等が連携して改革に取り組む。
- ・ 他省庁、民間企業、医療・福祉関係団体等の多様な関係団体との連携を深化させる。
- ・ 地域におけるインクルーシブな取組のモデル事例の充実を図る。

◆部活動の地域展開における障害のある生徒の活動機会の確保

- ・ 部活動の地域展開等の推進において、障害の特性に応じた配慮や工夫がなされるよう、パラスポーツセンターや地域のパラスポーツ協会等の多様な地域の関係者と連携した安全・安心な活動の展開を図る。

◆地域におけるパラスポーツ振興の更なる充実

- ・ 地域におけるパラスポーツ振興のための基礎データ・モデル事例の充実を図る。
 - － 都道府県・政令指定都市における、パラスポーツに関する計画の策定状況等の基礎データの充実
 - － 多様な障害者や重度障害者によるスポーツに関する取組・障害の有無にかかわらず実施できるスポーツに関する取組等

重点施策 1 (4)

スポーツ施策の位置付け強化の推進

①国や地方公共団体の重点政策におけるスポーツ推進政策の位置付け

背景・現状

- ・ スポーツの実施によって心身の健康保持・増進があるとする多くのエビデンスが得られていることや、その結果として約12.6兆円の経済効果があるとの試算もあるなど、国民のウェルビーイングの向上や日本の経済成長等に運動・スポーツは大きく貢献するが、国の重要政策において、運動・スポーツの推進に関する政策は十分に位置付けられている状況にはない。
- ・ 地域経済・社会の維持発展に運動・スポーツは大きく貢献するが、地方公共団体の政策においても、運動・スポーツの推進に関する施策が十分に位置付けられている状況にはない。

<運動・スポーツの実施による心身の健康改善が生み出す経済効果>

	生産性向上					就労期間	直接効果
	 体力向上による 疲労軽減	 メンタル不調	 睡眠の質	 女性特有の 健康課題 (月経痛・更年期)	 男性の 健康課題 (更年期)	 就労期間延伸	 医療費・介護費 削減効果
経済損失額	15.1 兆円	7.6 兆円	15.0 兆円	1.4 兆円	0.9 兆円	—	—
改善効果	0.34 %	1.52 %	1.34 %	24.0 %	19.0 %	3.3 年	20.2 ^{※1} 万円 74.0 ^{※2} %
経済効果 (1年当たり)	0.05兆円/年	0.12兆円/年	0.20兆円/年	0.34兆円/年	0.17兆円/年	8.19兆円/年	3.54 兆円/年
	総額 生産性+ 就労期間					9.07 兆円/年 (直接効果除く、経済効果)	12.61 兆円/年 (直接効果を含む総計)

試算結果はあくまで簡易試算となるため、今後検証が必要。

※1 swc健康ポイント事業参加による一人当たり医療費抑制効果額（60歳代：16.2万円、70歳代：24.2万円）を活用して算出。抑制総額の算出は、参加率（スポーツ実施率60歳代：55.1%、70歳代：65.1% ※スポーツ庁令和7年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」引用）と継続率（swc健康ポイント事業の実績：85%）を掛け合わせて算出。

※2 swc健康ポイント事業参加による介護支援1以上の発生リスク74%を活用して算出。本試算の前提となる身体活動の健康効果については、R6年度スポーツ庁「スポーツを通じた健康づくりによる社会保障費の効果検証のガイドライン」において示されている知見を踏まえている。

「令和7年度 運動実施による心身の健康改善がもたらす経済効果の簡易試算」
(筑波大学人間総合科学学術院 久野研究室)

目標

- ・ 運動・スポーツの推進が国民や社会全体に及ぼす広範なプラスの効果を踏まえ、国や地方公共団体の重要政策・施策における位置付け強化の推進を図る。

重点施策

◆ 国の政策における位置付け強化とスポーツ活用の推進

- ・ 日本の経済成長戦略において、スポーツ推進施策を、経済成長と豊かな社会の実現を支える「人への投資」、人的資本強化に貢献する重要な取組として位置付けの強化を図る。
- ・ 政府が進める女性活躍推進施策において、スポーツの活用促進を位置付ける。
- ・ 政府による国民の健康寿命の延伸やウェルビーイングを向上させるための政策において、スポーツの活用促進を位置付ける。
- ・ 社会保障制度の持続可能性強化という観点での政策において、スポーツの活用促進を位置付ける。

◆ 地方公共団体の施策における位置付け強化とスポーツ活用の推進

- ・ 地域住民の健康づくりや疾病予防・介護予防への貢献という観点で、地方公共団体の健康政策におけるスポーツ推進施策の位置付けの強化を推進する。
- ・ 地域経済や地域の社会基盤を支える人材という観点で、地方公共団体の経済政策におけるスポーツ推進施策の位置付けの強化を推進する。
- ・ 健康長寿という地域の魅力を高める観点で、地方公共団体のまちづくり政策におけるスポーツ推進施策の位置付けの強化を推進する。
- ・ 運動・スポーツに取り組み人材確保力や生産性が高い地元企業が増えることで、地域の雇用拡大や若年層の流出防止という観点で、地方公共団体の雇用政策におけるスポーツ推進施策の位置付けの強化を推進する。

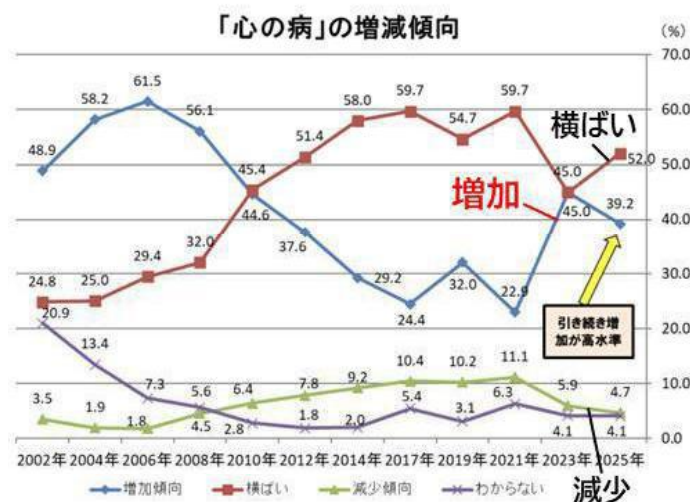
重点施策 1 (4)

スポーツ施策の位置付け強化の推進

②企業経営における労働力不足対策や人への投資としてのスポーツの位置付け

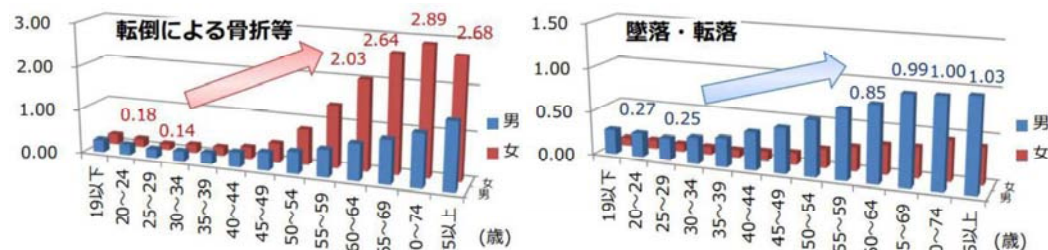
背景・現状

- ・ 人手不足やメンタルヘルスの不調を抱える人の増加といった人的資本に関する経営課題について、運動・スポーツがその解決に大きく寄与することが、経営者等を含めて十分に知られておらず、必要な投資が十分に行われていない。
- ・ 健康経営等の取組が進みつつあるが、運動・スポーツの効果を十分に活用できているとはいえない。
- ・ 企業に対する投融資において、人的資本に対する取組を評価する動きが出てきているが、まだ一部にとどまっており、一般的な評価とはなっていない。



出典：「第12回『メンタルヘルスの取組』に関する企業アンケート調査結果」
(令和7年11月 日本生産性本部)

<転倒・転落等の労働災害の増加>



出典：厚生労働省HP

区分	不就業者のうち就業希望者計	適当な仕事が見つからなかった	起業・開業の準備中であつた	請負や内職の仕事の注文がなかった	あなたの健康上の理由	家族の健康上の理由(介護等)	家庭の事情(家族の健康上の理由を除く。家事等)	その他
総数	100%	41.4%	0.7%	6.0%	27.0%	13.2%	7.4%	2.7%
55~59歳	100%	36.6%	1.5%	4.1%	26.7%	18.9%	10.8%	—
60~64歳	100%	50.2%	0.7%	4.7%	22.9%	11.1%	5.7%	3.3%
65~69歳	100%	37.5%	—	8.8%	30.9%	10.2%	6.2%	4.5%

出典：「就業希望者の仕事に就けなかった理由」(2009年(独)労働政策研究・研修機構)

- ・ スポーツを通じて経済成長を下支えする心身の健康の保持・増進の基盤、すなわち「健康インフラ」を構築することにより、企業や社会全体の生産性を向上させるとともに、現役として活躍できる期間を拡大し、日本の経済成長と豊かな社会の実現に貢献する。
- ・ 運動・スポーツの推進が、人的資本に関する経営課題の解決に大きく寄与することについての理解を広めるとともに、企業経営の重要な柱として位置付け、従業員の運動・スポーツの推進に取り組む企業の拡大を図る。

◆企業経営における位置付け強化の推進

- ・ 企業活動・成長のために最も重要な資源である人材を確保し、その強化を図る観点から、経営者等に分かりやすく運動・スポーツのもたらす効果について周知啓発すること等により、企業等による人材への投資としてのスポーツ推進への投資拡大を図る。
- ・ スポーツ庁、経済産業省等の連携の下、健康経営を通じた運動・スポーツ推進の取組を更に促進する。
- ・ コーポレートガバナンス・コードにおける人的資本開示やE S G投資（Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス（企業統治））を考慮した投資活動をいう。以下同じ。）においてプラスの効果を高める観点からも、企業における運動・スポーツへの投資を促進する。

◆企業に対する投資における位置付け強化の推進

- ・ 企業の成長・持続可能性の向上に寄与する運動・スポーツ推進の取組について、金融業界による投融資における評価やインセンティブ付与の取組を促進する。

重点施策 1（5）

スポーツ実施を促す環境整備の推進

①スポーツ実施促進を支えるスポーツ関連産業の拡大

背景・現状

- ・ 国民の運動・スポーツ実施を促進するためには、個人の意識啓発や職場・地域における取組に加え、身近にスポーツに参加できる環境を社会全体で整備することが重要である。この環境整備を支える重要な基盤として、スポーツ用品、運動プログラム提供、ウェアラブルデバイス等のデジタルデバイス、施設運営、プロスポーツ、指導者育成、金融・保険等のスポーツ関連産業の役割が重要である。

目標

- ・ 国民のスポーツ実施促進を支える環境整備の一環として、スポーツ関連産業の裾野の拡大を図り、スポーツ実施率の向上につなげる。

重点施策

◆スポーツ関連ビジネス・市場の拡大

- ・ フィットネス、ダンス等のエクササイズ、ボウリング等の体を動かすレジャー、登山・釣り・キャンプ等のアウトドア活動、マリンスポーツ、スケートボード等のアーバンスポーツ、ボッチャ・モルック・ピックルボール等の誰もが気軽に参加しやすいスポーツ、盆踊り等の体を動かす文化活動、散歩・ウォーキング、サイクリング等の日常的な運動など多様なスポーツを含めたスポーツ実施促進に関するサービスを提供するビジネスの拡大を図る。
- ・ フィットネス業界等と連携した女性向けスポーツビジネス・プログラムの拡大を図る。

※本施策は重点課題 1（3）①にも記載あり。

- ・ Personal Health Record（以下「PHR」という。）との連携やウェアラブルデバイス等のデジタルデバイスの活用により、デジタル技術を用いて心身の状態に応じた効果的な運動・スポーツ実施を促すサービスや、デジタル技術を活用してオンラインのスポーツプログラムを提供するサービスの推進を図る。
- ・ 社会体育施設、学校体育施設等の管理運営・運動プログラム提供に対する民間企業参入を促進する。
- ・ プロスポーツと連携した企業向け運動・スポーツ関連サービスの強化・高度化を図るため、スポーツ事業運営人材の獲得・育成を推進する。

※本施策は重点課題 1（2）④にも記載あり。

◆ビジネスマッチングの充実強化

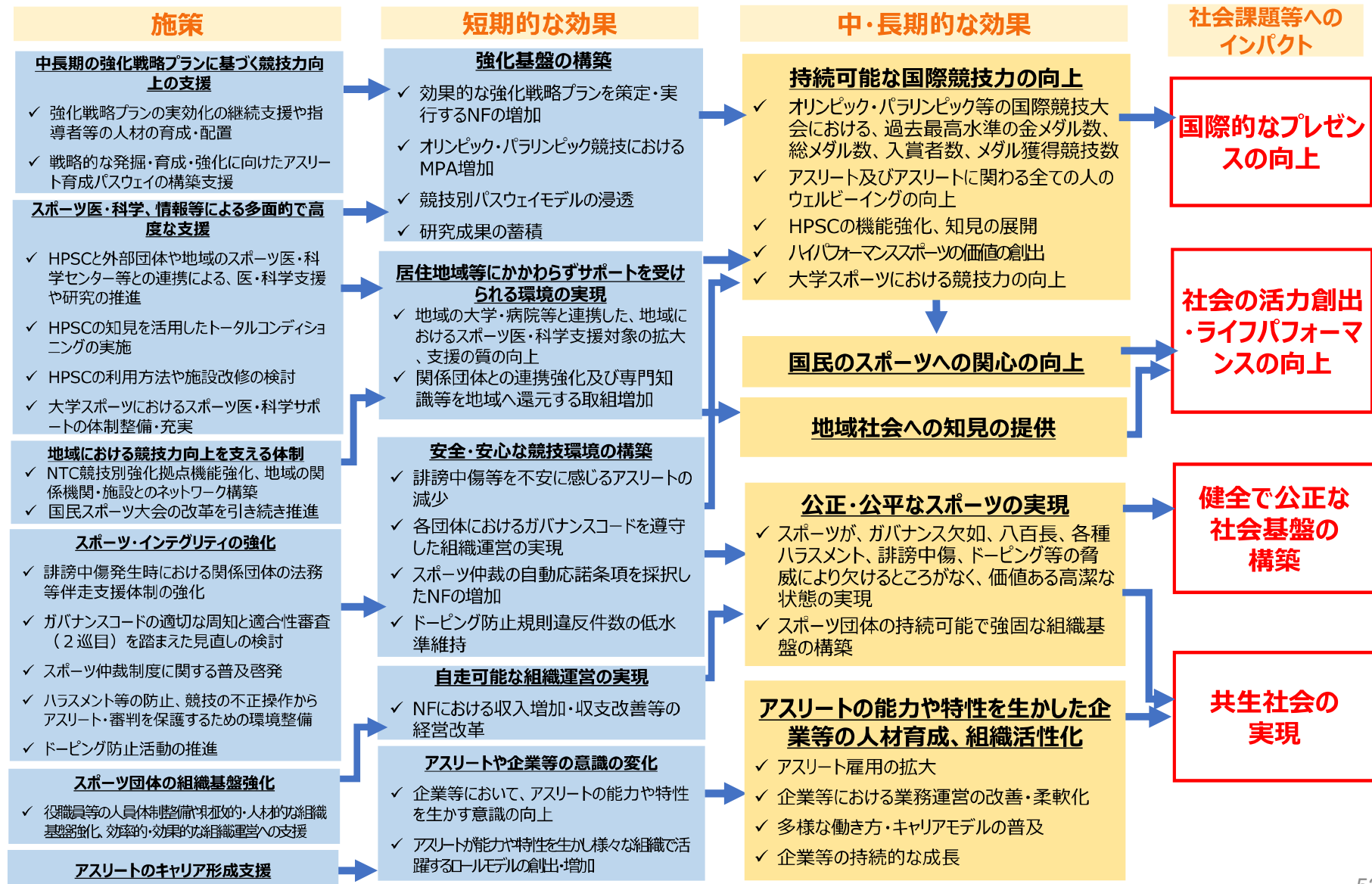
- ・ 従業員等に対するスポーツ実施の促進に取り組む企業と、企業向けにスポーツ実施促進に関するサービスを提供する企業とのビジネスマッチング支援を強化する（S I Lコンソーシアムの有効活用の促進を含む。）。

重点課題 2

ハイパフォーマンズの追求とアスリート
等を取り巻く環境整備による、成果・知
見の社会への還元

重点課題 2

ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元



【項目】

（１）スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の実現

- ①大学や民間企業等とも連携したH P S Cによる支援の充実と研究の推進等
- ②女性アスリートの競技参画の促進
- ③国際競技力向上を支える調査研究・分析及び国際情報収集にかかる機能強化

（２）スポーツ・インテグリティの強化

- ①スポーツ団体におけるガバナンス体制の強化
- ②外的要因に左右されずスポーツに専念できる環境の実現

（３）競技活動段階からのキャリア形成支援、アスリートの特性を生かした組織の活性化

重点施策2（1）

スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の実現

①大学や民間企業等とも連携したH P S Cによる支援の充実と研究の推進等

背景・現状

- ・ 幅広くアスリート支援を充実させるため、ハイパフォーマンススポーツセンター（以下「H P S C」という。）の機能を強化し、国際競技力向上を支える基盤を整備するほか、メダル獲得の可能性が高い競技に対しては、スポーツ医・科学、情報等の各分野のスタッフによる専門的かつ高度な支援を実施してきたが、競技の高度化・高速化・高難度化が進み、国際的にもますます革新的な技術を活用したデータ収集・分析等が進む中でアスリート支援の一層の高度化が求められていることから、スポーツ医・科学分野にとどまらない医学・情報・工学・パラスポーツ分野等、最先端の知見をH P S Cにより一層取り入れていく必要があり、大学や民間企業等との連携が不可欠である。
- ・ H P S Cでは大学等と連携し、連携協定の締結、クロスアポイントメント等人事交流の実施、教育プログラムの開発、H P S Cの場を活用した実践機会の提供等を行っており、若手研究者及び専門人材を戦略的・計画的に育成するために、更なる連携強化を図る必要がある。
- ・ オリ・パラ一体での競技力向上に向けたパラアスリートへの医・科学支援の強化など、これから続く国際競技大会等を見据えた、アスリート支援・環境整備等を通じた持続可能な国際競技力向上に取り組むことが求められる。



延べ共同研究機関数:31件

出典：ハイパフォーマンススポーツセンター年報を基に、スポーツ庁において作成



出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JISC」という。）
ハイパフォーマンススポーツセンター提供

- ・ オリ・パラ一体での競技力向上に向け、スポーツ医・科学、情報等のサポート分野の先端的な研究を大学や民間企業等と推進し、得られた知見の活用により、H P S Cや地域の関係機関におけるアスリートへのスポーツ医・科学、情報等によるサポートの一層の充実を図る。
- ・ 大学等と連携し、人事交流の実施、教育プログラムの開発、H P S Cの場を活用した実践機会の提供等により、若手研究者及び専門人材の戦略的・計画的な育成をより一層推進する。

【数値目標】

- ・ 研究成果に関する査読付き論文の発表数：毎年度100本以上
- ・ 大学や民間企業等との共同研究数：増加（目標値：前年対比 100%以上）
- ・ 有望なトップアスリートに対して課題を明確にし、スポーツ医・科学、情報を融合させたサポートを提供することにより競技力向上に寄与した数：増加（目標値：前年対比100%以上）

◆先端的なスポーツ医・科学研究の推進

- ・ 大学や民間企業等との連携によるスポーツ医・科学分野にとどまらない医学・情報・工学・パラスポーツ分野等、先端的なスポーツ医・科学研究を推進するとともに、研究で得られた知見を実践において活用（実装化）できるよう取り組む。

◆外部機関との連携による戦略的・計画的な人材育成

- ・ スポーツ医・科学等の分野の若手研究者及び専門人材を戦略的・計画的に育成するため、大学や民間企業等とH P S Cとの一層の連携強化を図り、研究人材の交流、教育プログラムの開発、H P S Cの場を活用した実践機会の提供を推進する。

【次ページに続く】

◆スポーツ医・科学、情報等を活用したメダル獲得最大化のための支援

- ・ 強化合宿や競技大会においてスポーツ医・科学、情報等を活用したトップアスリートへの支援を行うとともに、大規模国際競技大会において、各連携機関との役割を明確にした上で、トップアスリートやコーチ等へ競技直前準備に必要な機能を提供する。

◆オリ・パラ一体での競技力向上に向けた取組の推進

- ・ H P S Cはトップアスリートの育成・強化の観点からスポーツ医・科学、情報等の研究・支援を行う中核的な拠点として、ハイパフォーマンススポーツに関する情報収集、A I等のデジタル技術を活用したデータ分析の充実、パラリンピック競技の用具をはじめとした競技用具等に関する研究の実施、J I S Sクリニックの体制整備などH P S Cの機能強化を通じてN Fによるスポーツ医・科学、情報等に基づく選手強化活動を促進する。
- ・ パラリンピック競技における国際競技力向上に当たって、障害に応じた選手の適性判断や適切な助言、より公平なクラス分けの国際基準作りへの積極的な参画が重要であることから、クラス分けに係る調査研究や人材育成・配置に引き続き取り組む。

重点施策 2 (1)

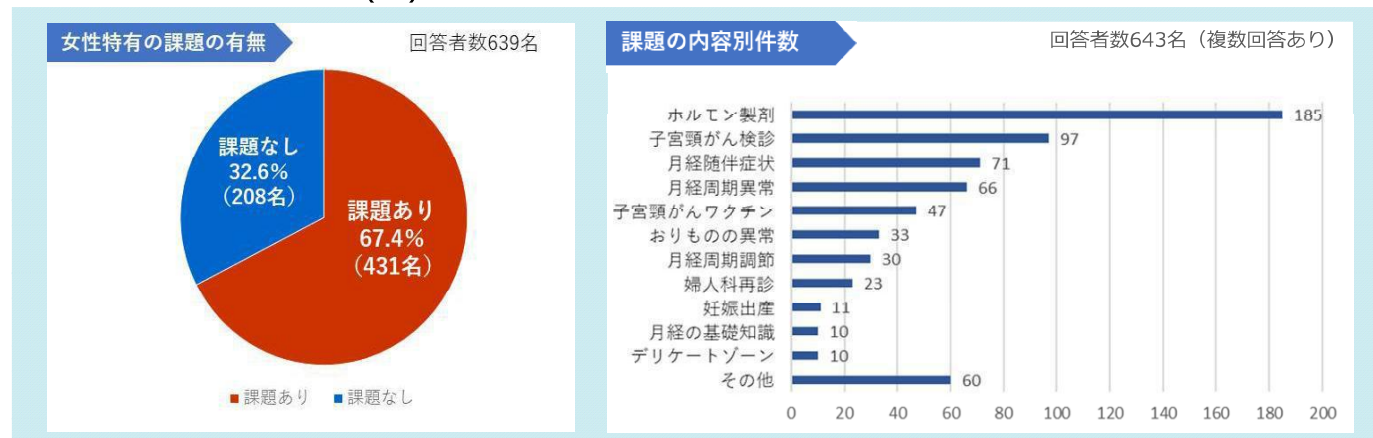
スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の実現

②女性アスリートの競技参画の促進

背景・現状

- ・ 女性アスリートは月経随伴症状によるコンディションへの影響や、過度なトレーニング、食事制限等によって引き起こされる、「利用可能エネルギー不足」「無月経」「骨粗しょう症」などの三主徴と呼ばれる健康課題等を抱える場合があるため、全ての年代に対応する、心身の健康を保ちつつスポーツに取り組める方策を講じることが重要である。
- ・ 女性トップアスリートが妊娠・出産・育児などのライフイベントを諦めることなく競技生活と両立させることが困難な状態となっているが、他国と比べ、その競技環境の整備が遅れているため、安心して競技活動を継続できるようなトレーニングサポートや育児サポートなどの支援プログラムが求められている。
- ・ これまでの取組の成果や知見について、学術的文献となっているものが多く、競技現場での十分な活用が進んでいないため、従来の成果や関連情報を収集し、誰もが使えるように編集、一元管理されたオンライン・プラットフォームの充実や、居住地域にかかわらず支援を受けられるネットワークの構築など、成果・情報の利活用方策が必要となっている。
- ・ 近年の女性パラアスリートの増加、活躍に伴い、パラアスリートに対応した支援プログラムの充実も急務となっている。

＜メディカルチェック(※)時における課題有無と課題の内容別件数（令和7年度実績）＞



※「女性アスリートータルサポート」としてJISSで実施しているメディカルチェック（MC）の際、看護師が女性アスリート全員を対象に女性特有の問題について聞き取りを実施。

出典：JSC

・ ジュニア期を含む全ての年代の女性アスリートが健康に競技を継続できる環境の整備や、ライフイベントに左右されずに競技力向上を目指すための支援を行うとともに、模範事例の発信や、H P S Cの有する有益な知見を誰もが正しく活用できるかたちで現場に展開することにより、アスリート、コーチ、保護者等の全ての関係者の理解促進を図る。

【数値目標】

- ・ メディカルチェックで課題ありとされた女性アスリートの割合：67.4%（令和7年度）から減少

※課題を早期に把握し、各課題に応じた必要な支援につなげることで選手が安全に競技活動を継続でき、その結果として健康上の課題を有する選手の減少を目指す目標。

- ・ 女性アスリートや指導者啓発のための電子マニュアル、コンテンツ数：増加

※あわせて、コンテンツ等の質の向上、活用状況の把握にも努めていく。

◆女性アスリートが健康に競技継続できるための環境整備

- ・ 女性アスリートの健康課題等を解決するため、医・科学サポート等を活用した女性アスリートの健康的な競技環境の充実や相談窓口の設置、競技活動を継続しながらライフイベントを充実させるための妊娠期、産後の支援プログラムにより、今後一層の環境整備と競技力向上を推進する。

◆研究成果や知見・ノウハウの還元

- ・ 最新知見蓄積のための研究活動を継続するとともに、これまで事業で実施した研究成果や知見・ノウハウを、年齢や競技別、課題別に整理・集約し、トップアスリートに加えてジュニアからシニア世代、指導者、保護者等、居住地にかかわらず誰もが簡便に利活用できるオンライン・プラットフォームの整備や、カンファレンス等の開催により、広く現場に還元する。

重点施策 2 (1)

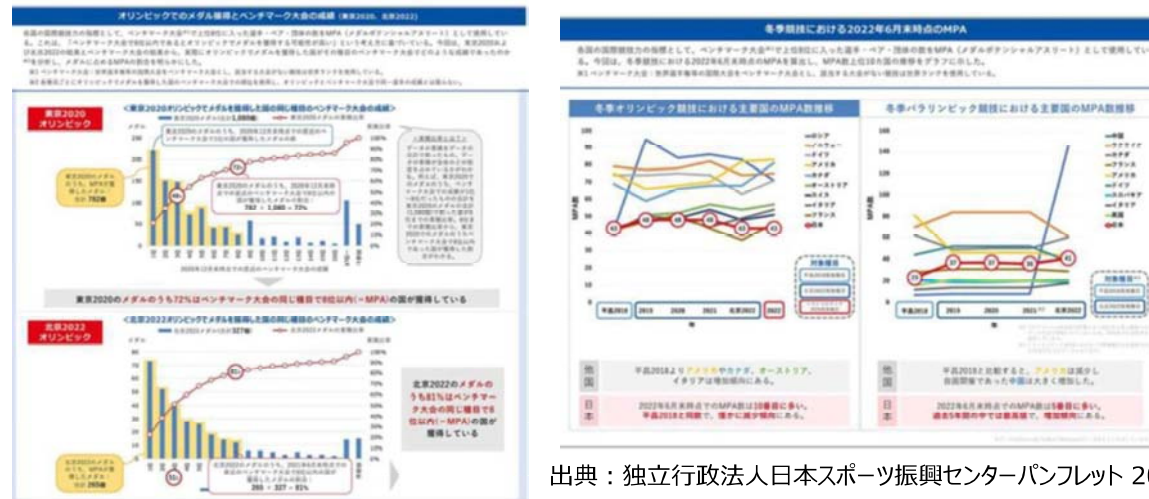
スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の実現

③国際競技力向上を支える調査研究・分析及び国際情報収集にかかる機能強化

背景・現状

- ・ 近年の国際競技大会においては、実施競技や種目構成、競技制度等を含めた環境が急速かつ継続的に変化しており、その対応力が競技成績に大きく影響する状況となっている。
- ・ このような環境下では、単に情報を収集・蓄積するだけでなく、意思決定に必要な情報を適切に整理・提供するとともに、それを基に判断できる情報リテラシーを備えることが重要である。すなわち、情報が理解され、意思決定に活用され、戦略や現場の取組に反映される一連のプロセスを確立することが、競技力向上に直結する。
- ・ 実際、国際的な競技動向や制度変更への対応の巧拙が競技成績や大会出場に影響を及ぼす事例も見られており、エビデンスに基づく意思決定と行動変容の重要性が高まっている。
- ・ また、多様な競技特性及び障害特性に対応するための知見やエビデンスの蓄積・活用は依然として十分とは言えず、特にパラリンピック競技分野においては体系的なエビデンスの蓄積と活用が課題となっている。また、調査研究や国際情報収集の成果が意思決定や強化施策、競技現場の取組に十分に結び付いていない状況が見られる。
- ・ さらに、これらの取組は属人的又は断続的となりやすく、取組の質や深度にばらつきが生じていることから、情報の収集・分析から意思決定、戦略及び現場への実装に至るまでの一連の流れを一体的に強化することが求められる。

＜JSC作成 国際情報分析資料例＞



出典：独立行政法人日本スポーツ振興センターパンフレット 2025-2026

- ・ 国際的な知見や有益なデータ、情報を取り込む体制を構築し、スポーツ界の情報リテラシーを更に向上させ、持続可能な国際競技力向上に向けてエビデンスに基づく意思決定を行う。

【数値目標】

- ・ データベース利用数（検索数・閲覧数）：前年対比100%以上
- ・ ニュース配信登録者数：前年対比100%以上

◆エビデンスの体系的蓄積と戦略的活用

- ・ 競技力向上を取り巻く変化や課題、及び多様な障害・競技特性に対応するため、JSC、JOC、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）、JSPC及びNFが連携し、現場のニーズに即して、意思決定者が判断できるように、調査研究や国際情報の収集・分析の強化とエビデンスの戦略的活用を推進するための基盤を整備する。

◆意思決定者のリテラシーの更なる向上

- ・ 意思決定に資する国際情報や研究成果を体系的に整理・提供するとともに、意思決定者の情報リテラシーを向上させ、エビデンスに基づく判断と行動変容を促進する。

◆競技現場における質の高いデータ・情報の適用

- ・ 調査研究や分析及び国際情報収集によって得られた知見が、日常的な強化活動や競技現場の取組に十分活用されていないという課題を踏まえ、研究成果やデータ・情報を実践につなげるための情報リテラシー教育や現場における活用を前提とした環境整備を行い、研究成果やデータ・情報に基づいた戦略策定・予算配分・意思決定等を推進する。

重点施策 2 (2)

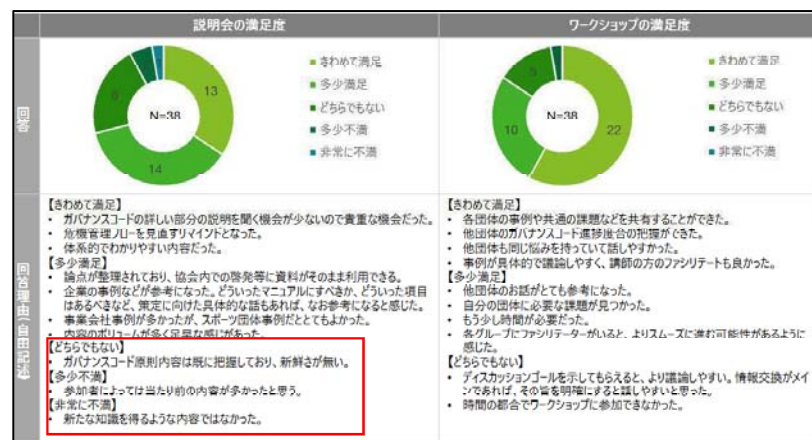
スポーツ・インテグリティの強化

①スポーツ団体におけるガバナンス体制の強化

背景・現状

- ・ ガバナンスコードに基づき、N F は年 1 回コードの遵守状況に関する自己説明を行うとともに、4 年に一度統括団体による適合性審査を受けることにより、ガバナンスの確保に努めている。
- ・ コードの普及・理解促進を図るため、スポーツ庁は N F 役職員を対象とした研修会・ワークショップを実施しているが、アンケートの結果、内容の理解自体は進んでいる様子。
- ・ 一方、適合性審査 2 巡目（令和 6 年度～）以降、要改善の指摘を受ける団体が多く存在することから、理解は進んでいるものの、実行化に至っていない点が課題と考えられる。
- ・ また、円卓会議で報告される不祥事数も多くはないが、本会議で報告する不祥事の基準には該当しない、N F におけるガバナンスにも関連する不祥事案は継続して発生している状況。
- ・ さらに、N F のみならず一般スポーツ団体も含め、スポーツ団体と地方公共団体、民間事業者等の関連機関・団体等が連携して、自主的・自律的にガバナンスを強化し、誰もが「する」「みる」「ささえる」ことを通じてスポーツの価値を享受できるように取り組む必要がある。

<令和 7 年度説明会・ワークショップのアンケート結果>



出典：「令和 7 年度スポーツ・インテグリティ推進事業 成果報告書」
(令和 7 年度 スポーツ庁)

<スポーツ団体ガバナンスコードの適合性審査等の結果>

- ・ 適合性審査「不適合」
(1 巡目) R2: 1 団体 R3: 0 団体 R4: 0 団体 R5: 0 団体
(2 巡目) R6: 0 団体 R7: 0 団体
- ・ 適合性審査「要改善」
(1 巡目) R2: 5 団体 R3: 1 団体 R4: 3 団体 R5: 2 団体
(2 巡目) R6: 12 団体 R7: 7 団体
- ・ 円卓会議に不祥事案を報告された競技団体
R3: 1 団体 R4: 1 団体 R5: 0 団体 R6: 1 団体
R7: 0 団体

出典：スポーツ庁調べ

目 標	・ 関係団体と連携した取組によりスポーツ団体の組織運営の透明化を図りつつ、スポーツ団体のガバナンス機能不全及び関係者のコンプライアンス違反の根絶を目指す。 【数値目標】 ・ スポーツ団体ガバナンスコード・適合性審査で不適合とされた団体数：0件 ・ 適合性審査で要改善事項の指摘を受けた団体のうち、フォローアップにて改善が確認された団体の割合：100%
重 点 施 策	◆ガバナンスコードの実効化 ・ コードに沿った組織体制の構築に向け、組織規模や組織運営の実態を考慮した研修等を実施する。 ・ スポーツ団体が課題解決に自発的に取り組むために、スポーツ団体同士の知見の共有や情報交換の機会の確保に取り組む。 ・ 各NFにおける女性理事の割合の目標設定及び具体的方策の実施を促し、女性理事のいないNFをなくすための支援を行う。 ・ 一般スポーツ団体に対し、自主的・自律的なガバナンスを確保できるよう、引き続きガバナンスコードを周知する。 ◆ガバナンス確保に向けた仕組みの再検討 ・ 適合性審査の実施により得られた課題を踏まえ、コードの改定並びに適合性審査の運用及び評価の在り方の再検討を含め、各団体が自主的・自律的にガバナンス強化に取り組むための環境整備について見直しを行う。

重点施策2（2）

スポーツ・インテグリティの強化

②外的要因に左右されずスポーツに専念できる環境の実現

背景・現状

- ・ アスリートは競技において最高のパフォーマンスを発揮できる環境が求められるところ、競技とは直接に関係しない外的要因によって、これらの環境が害されることを避ける必要がある。
- ・ I O Cがパリ2024夏季オリンピックにおいてSNS上の投稿等の削除申請を実施した件数は10,200件以上に上るほか、J O Cがミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック期間中に実施したS N Sモニタリングの結果、誹謗中傷に該当するとして削除申請が実施された件数は1,913件であり、アスリートが大会期間中に多数の誹謗中傷に曝されていることが明らかとなった。
- ・ N Fの多くがスポーツ仲裁にかかる自動応諾条項を採択している一方、未採択の団体も存在する。
- ・ その他、性的な意図を持った写真や動画の撮影・流布による被害や、海外で日本人アスリートがスポーツ賭博に関連して利益を得るために競技の不正操作に関与したことで有罪判決を受けた事例が生じている。

<ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック期間におけるモニタリング実績>

モニタリング期間：2026年1月19日～3月2日	
※11月の選手選考時から事前調査実施	
AIと目視で確認した投稿	355,975件
削除申請を行った件数	1,913件
実際に削除に至った件数	578件
※2026/3/2時点の数値	

誹謗中傷投稿の例としては、同一選手への執拗な投稿、見た目への言及、競技結果への批判、セクハラ、侮辱等

出典：「ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック大会報告」（令和8年3月スポーツ政策の推進に関する円卓会議（第12回）配布資料4-1）

<スポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況（2025年4月1日時点）>

	採択済	未採択	未回答	合計	採択率（%）
統括団体（JOC・JSPO・JPSA）	3	0	0	3	100
JOC加盟・準加盟・承認団体（注2）	64	1	1	66	97
JSPO加盟・準加盟団体（注3）	8	1	1	10	80
JPC加盟競技団体（注5）	33	2	12	47	70.2
都道府県体育・スポーツ協会	37	8	2	47	78.7
合計	145	12	16	173	83.8

出典：公益財団法人日本スポーツ仲裁機構調べ

目
標

- ・ 誹謗中傷を受けたアスリートに対する法務支援及び社会に対する広報・啓発活動並びにスポーツ仲裁制度の普及・啓発等を図ることで、アスリートが外的要因に左右されず、常に最高のパフォーマンスを発揮できる環境を実現することを目指す。

【数値目標】

- ・ 「誹謗中傷への対策があることにより、誹謗中傷に起因する不安が軽減された」と答えるアスリートの割合：100%
- ・ スポーツ仲裁の自動応諾条項を採択したN Fの割合：100%

重
点
施
策

◆アスリートや競技関係者に対する誹謗中傷対策/写真や動画による性的ハラスメントの防止

- ・ アスリートに対する誹謗中傷等が生じた場合に速やかに対処できるよう、J O C 及び J P C と連携してアスリートからの相談等に対応するための法務支援体制の充実に取り組む。
- ・ あらゆるアスリート及び競技関係者に対する誹謗中傷等が許されないという認識を浸透させるために、社会に対する広報・啓発の充実に図る。
- ・ アスリートのメンタルヘルスを向上させ、競技に専念できるよう、H P S C における心理サポートの知見等を活用する。
- ・ 諸課題等について、関係省庁と連携して検討を進める。

◆スポーツ仲裁にかかる理解の促進

- ・ スポーツ仲裁制度のより一層の浸透に向けて、スポーツ仲裁の必要性や、アスリート等がスポーツ仲裁を利用する際の手続き等の制度について、周知・啓発に取り組む。

◆競技の不正操作の防止

- ・ 関係団体と連携し、競技の不正操作の防止に資する方策を検討する。

重点施策 2 (3)

競技活動段階からのキャリア形成支援、アスリートの特性を生かした組織の活性化

背景・現状

- ・ アスリートが競技で培った判断力や適応力、自己管理力や目標達成能力等を最大限に生かすことは、変化の激しい社会や国際競争の中で、企業等が持続的に成長していくための大きな力になる。
- ・ 一方、こうしたアスリートの能力が企業等の持続的な成長に貢献するという考え方は企業等のみならず、アスリート自身にも十分認識されていない。
- ・ また、アスリートの能力や特性を生かした企業・団体・地方公共団体等における人材育成、業務運営の改善・柔軟化、組織の活性化についての取組の事例が社会全体に幅広く浸透していない。
- ・ 加えて、アスリートのキャリア形成支援に積極的に取り組むスポーツ団体等はいまだ多勢とはなっていない。

目標

- ・ アスリートのキャリア形成支援をより多角的に促進し、アスリートの能力の社会への還元を図る。
- 【数値目標】
- ・ アスリートのキャリアデータ把握/公開数増：年間20事例以上
 - ・ アスリートが活躍する企業・団体・地方公共団体等における取組の把握/事例公開：令和13年度までに15事例
 - ・ 調査研究成果等の活用セミナー実施回数：年間2回

重点施策

◆ 企業・団体・地方公共団体等側への調査研究・活用

- ・ アスリートの能力の社会への還元を図るため、アスリートの能力や特性を生かした企業・団体・地方公共団体等における人材育成、業務運営の改善・柔軟化、組織の活性化についての取組の事例収集・調査研究を行い、その成果を活用したセミナー等を実施する。

◆ アスリート側への調査研究・活用

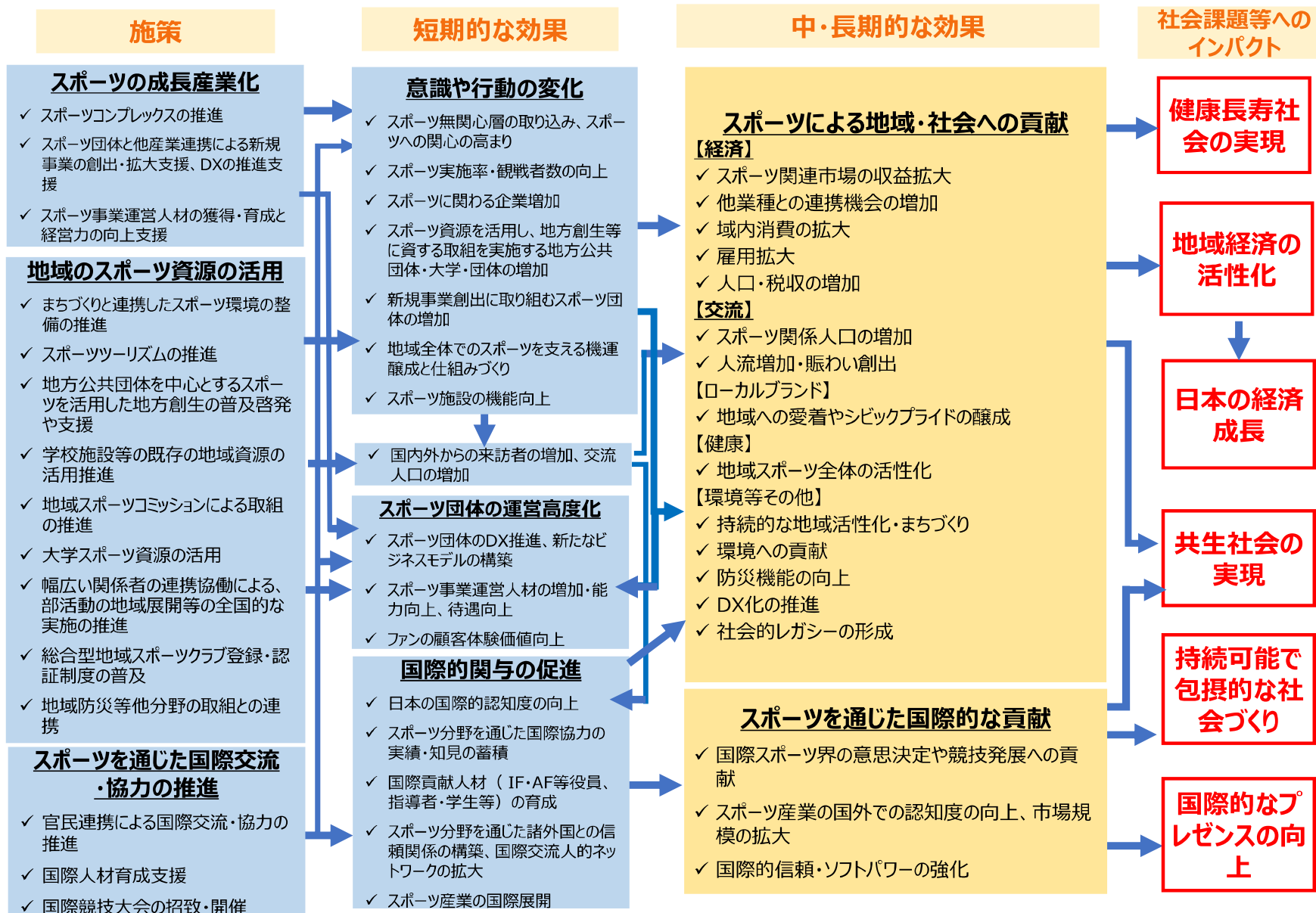
- ・ アスリートのキャリア形成支援をより多角的に促進するため、スポーツ分野・スポーツ関連分野・スポーツに関係しない分野それぞれにおけるアスリートの活躍事例の収集・調査分析を行い、その成果を活用したセミナー等を実施する。

重点課題 3

スポーツの意義や価値を生かした地域・
社会への貢献

重点課題 3

スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献



【項目】

（１）スポーツの成長産業化

- ①スポーツコンプレックスの推進
- ②スポーツ団体の収益力・財務基盤強化とスポーツ事業運営人材の獲得・育成

（２）地域スポーツ資源の活用

- ①まちづくりと連携したスポーツ環境の整備
- ②スポーツツーリズム等の地域活性化の取組の推進
- ③担い手となる組織の基盤強化

（３）スポーツを通じた国際交流・協力の推進

- ①国際貢献人材の育成と国際大会の継続的な招致・開催
- ②官民連携による国際交流・協力を通じた諸外国との信頼関係の構築

重点施策3（1）

スポーツの成長産業化

① スポーツコンプレックス※の推進

背景・現状

- ・ スポーツの価値や潜在力を最大限に引き出し、まちづくり・地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの実現を目指し、そのモデルとなる施設として21拠点を選定してきたところである。しかし、建設費高騰等もある中、今後更に多くの都市まで広げていくためには、単なる施設整備にとどまらず、十分なエリアとしてのマネジメントの下、官民連携により、一層まちづくりと連携して取り組んでいくことが重要である。
- ・ スポーツを活用した経済活性化・地方創生を全国各地で実現するためには、単なるスポーツ振興のみならず、地域の目指す姿の実現や課題解決に向けて、まちづくり・健康・共生社会・防災・イノベーション創出・DX・環境等の他の関連施策の観点から、スポーツ資源を最大限活用する必要がある。

※ スポーツコンプレックス（スタジアム・アリーナ改革を発展させた取組）：「その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成されるエリア」を指す概念であり、「スポーツコンプレックスの推進」とは、このようなエリアの実現を目指し、施設を核としたまちづくりビジョンを検討するとともに、実現に必要なエリアマネジメント等を通じて、地域活性化及びスポーツ振興を推進することを指す。

<多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ一覧>



出典：スポーツ庁資料

<スポーツを核としたまちづくりにより創出される価値>



出典：スポーツ庁資料

目 標

- ・ その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスタジアム・アリーナ等のスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成されるエリアの実現により、地域活性化及びスポーツ振興を目指す。
- ・ スポーツを総合的に活用して地域の自律的な成長に取り組むモデルを創出し、全国へ展開することで他地域への波及を目指す。

【数値目標】

- ・ スポーツの成長産業化に向けた中長期的な政策目標を設定予定（スポーツ市場規模については遅くとも2030年までに15兆円）
※本数値目標は重点課題3（1）②、（2）①にも記載あり。
- ・ エリア全体で経済的価値、社会的価値の創出に向けた運営を行っているスポーツコンプレックスの件数の増加
※本数値目標は重点課題3（2）①にも記載あり。

重 点 施 策

◆スポーツコンプレックスの推進

- ・ 地域特性や人口規模などが異なる各地域において、それぞれに適したスポーツコンプレックスが推進されるよう、多種多様な好事例を発掘・促進し、全国的な展開を図る。
- ・ 各地域におけるスポーツコンプレックスの実現に向けて、計画された価値創出が行われているかを定期的に効果検証により確認し、必要に応じ運営方法等の見直しの実施を促進する。
※本施策は重点課題3（2）①にも記載あり。

◆スポーツを活用した自律的地域成長の促進

- ・ スポーツの持つ潜在的な価値を最大化し、地域におけるスポーツ振興を促進しつつ地域活性化に寄与するため、スポーツを通じた経済的価値（ビジネス、宿泊や観光等を含む。）の創出のみならず、社会的価値（健康や医療、防災等を含む。）の創出にも取り組む地域の自律的な成長を促進する。
※本施策は重点課題3（2）①にも記載あり。

重点施策3（1）

スポーツの成長産業化

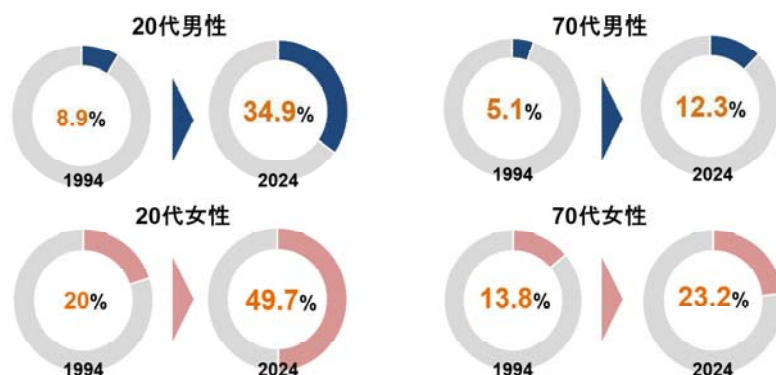
②スポーツ団体の収益力・財務基盤強化とスポーツ事業運営人材の獲得・育成

背景・現状

- これまでスポーツと他産業の連携による新事業創出・拡大を支援してきた結果、国内においてスポーツを起点とした多様なオープンイノベーションの事例が創出されてきた。一方で、経済的インパクトの高い事業は依然として限定的であり、スポーツ団体が自発的・持続的に取組を推進するためには、収益性の高い先進的モデルを創出し、その普及を図ることが重要である。また、若者のスポーツ離れが進む中、スポーツオープンイノベーションの取組を通じて新たな価値や接点を創出し、スポーツへの関心喚起につなげていくことが求められる。
- さらに、各地域においてスポーツ団体を中心とした取組が自発的に広がり、スポーツの裾野が拡大していくことが必要である。そのためには、過年度支援団体をはじめ、スポーツオープンイノベーションに取り組む団体、他産業、投資家、地方公共団体等の関係者が連携し、情報共有やマッチングを促進するプラットフォーム機能の強化・拡大が不可欠である。

【次ページに続く】

男女別若者と高齢者のスポーツを観ない人の割合
1994年-2024年比

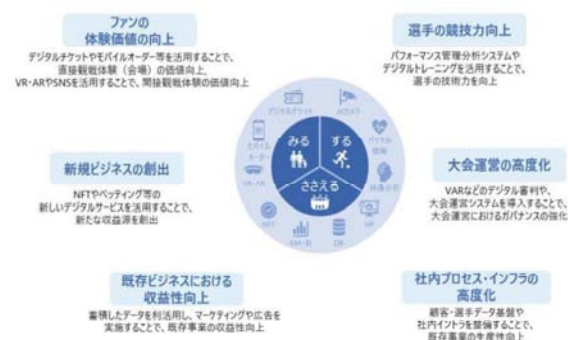


＜スポーツオープンイノベーションプラットフォーム(SOIP)の概念＞



- ・スポーツ団体においては競技力強化の取組は進んでいる一方、スポーツに関心の低い層を含めた幅広い国民の関心喚起や参加促進については、なお拡大の余地が大きい。特に、様々なエンターテインメントの台頭により観戦機会が減少する中、海外ではテクノロジーを活用した新規事業の創出・拡大を通じて、新たな収益機会やスポーツとの接点創出を図る動きが進んでいる。
- ・また、スポーツホスピタリティは観戦体験の高度化に加え、リーグ・クラブの収益向上や地域活性化に資する重要な取組であるが、日本においては、専用スペースの不足や文化的基盤、商品設計ノウハウの不足等の課題により、諸外国と比べて取組が十分に進展していない。
- ・スポーツ団体においては、他業界と比べ待遇面が劣ること等から優秀な人材の確保が困難であり、慢性的な人材不足に直面している。特にビジネス系の専門人材不足により収益向上が進まず、待遇改善が遅れるという悪循環が生じている。
- ・このため、収益基盤の強化に向けてビジネス人材の流入・交流を促進するとともに、定着を見据えた人事制度や待遇の抜本的な見直しを図ることが求められる。
- ・国際大会における放映権料の高騰を背景として、収入、年齢、地域等の隔てなく、幅広く国民に対して、スポーツを観る機会を確保することが重要となっている。

<スポーツDXの分類>



出典：「令和7年度 スポーツ産業の成長促進事業『スポーツコンプレックス推進事業』（スポーツを核としたまちづくり）に資するテクノロジー活用支援事業）成果報告書」（令和7年度 スポーツ庁）

<スポーツホスピタリティの事例>



出典：スポーツ庁作成

<国内プロスポーツリーグと海外との比較>



出典：「令和6年度スポーツ産業の成長促進事業『スポーツ×テクノロジー活用推進事業』（スポーツ×テクノロジー活用調査事業）」（令和6年度 スポーツ庁）

目 標

- ・ 国内各地域において、スポーツ団体が中心となり、自発的・持続的にスポーツオープンイノベーションの取組が生まれることを目指し、スポーツ庁が進めるプラットフォームへの参画を促す。
- ・ 先進事例となる経済的インパクトのある事例が創出される環境をつくる。
- ・ スポーツ団体の従来とは異なる新たな活動を促し、幅広い国民のスポーツへの関心を高め、プロスポーツにおける収益を拡大する。
- ・ 新たな取組の中でも、特にDX推進等による先進事例を複数領域で創出し、スポーツ産業全体のDXを押し進める。
- ・ 創意工夫のあるスポーツホスピタリティ事例を創出し、普及促進を図る。
- ・ プロスポーツチームと民間企業のマッチングを図り、プロスポーツ側の体制整備や、民間企業からの出向を促進する。
- ・ プロスポーツ界の人事制度等の実態、好事例の調査をすることで、国内のプロスポーツ界全体の人事制度・待遇改革を図る。

【数値目標】

- ・ スポーツの成長産業化に向けた中長期的な政策目標を設定予定（スポーツ市場規模については遅くとも2030年までに15兆円）

※本数値目標は重点課題3（1）①、（2）①にも記載あり。

（参考） 第二期スポーツ未来開拓会議において、特に成長を期待する分野への施策として、①まちづくりと一体となったスタジアム・アリーナの整備・活用（スポーツコンプレックス）やスポーツ振興、②スポーツと他産業との連携の促進、③スポーツDXやeスポーツの推進、④スポーツエンタメ・コンテンツの海外展開の推進、⑤スポーツコンテンツ等の高付加価値化・スポーツツーリズムの拡大、⑥スポーツを通じた健康増進・共生社会の実現等を掲げた。

重 点 施 策

（スポーツオープンイノベーションの活性化）

◆スポーツ界と他産業連携による、収益性の高い新規事業創出・拡大の先進的モデル創出

- ・ 収益性の高い事例の創出を通じて、国内におけるスポーツオープンイノベーションの機運を更に高め、より自律的に機能するプラットフォームの構築を目指す。

◆プラットフォーム機能の拡大

- ・ 今後、各地域において、スポーツ団体が中心となり、スポーツオープンイノベーションの取組が生まれることを目指し、スポーツ団体のほか、地方公共団体・他産業・投資家等関係者がつながり、情報交換のできる環境を構築する。
- ・ プラットフォームの参画に当たっては、過年度支援団体等幅広く参画を促し、プラットフォームに参画する関係者の学びの場となるような環境整備も図る。

【次ページに続く】

（新たな取組・ビジネスモデルの創出）**◆先進事例となるスポーツ×テクノロジー活用事例の創出**

- ・「体験価値向上」「利便性向上」「競技力向上」「障害者対応」「省人化・効率化」「ファンマーケティング」等の複数領域を設定し、幅広い領域において先進的モデルの創出を図る。

◆データ利活用を含めたスポーツ団体による新たな取組推進・ビジネスモデルの構築等

- ・各種スポーツデータを活用した新たなビジネスモデルをはじめとした、スポーツ団体の新たな取組・ビジネスモデルを構築するための可能性調査や事例創出に取り組む。

◆スポーツホスピタリティの推進

- ・ガイドブックを活用したワークショップの実施等により、それぞれの施設の環境面、実施段階の現状を理解し、創意工夫のもと既存施設を最大限活用したスポーツホスピタリティに取り組むモデルを創出し、好事例として普及する。

◆スポーツデータの活用、関連権利に関する検討

- ・各種スポーツデータの活用状況や課題としてある肖像権、映像データ、IP、競技データ等について調査・検討等を行う。

◆観る機会確保に関する検討

- ・スポーツビジネスの動向や海外情勢等の現状を踏まえつつ、国民のスポーツを観る機会の在り方等について、政策の方向性を検討する。

（プロスポーツチームの人材基盤強化）**◆民間企業からプロスポーツチームへの人材越境促進のための先進的モデル形成**

- ・民間企業からプロスポーツチームへの人材流入・交流活性化に向け、双方のニーズにあったマッチングの先進的モデルを創出する。
- ・プロスポーツチームへの出向の促進、また持続的な出向受け入れのためのプロスポーツ側の体制整備等を図る。
- ・創出した先進的モデルの周知を行い、国内での普及・定着を図る。

◆プロスポーツチームにおける人事制度・待遇改革支援

- ・ビジネス業界からプロスポーツチームへの人材流入・交流を活性化させることを目的に、国内のプロスポーツ業界の人事制度の実態及び国内外のプロスポーツチームの好事例の調査を行う。
- ・先進事例形成のため、積極的な人事制度・待遇改革を実践するチームの先進的モデル創出を図る。

重点施策 3（2）

地域スポーツ資源の活用

①まちづくりと連携したスポーツ環境の整備

背景・現状

- ・ スポーツの価値や潜在力を最大限に引き出し、まちづくり・地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの実現を目指し、そのモデルとなる施設として21拠点を選定してきたところである。
- ・ 一方で、我が国の社会体育施設は、2021年時点で全国に約 4 万 6 千施設存在している。その中には、20世紀後半を中心に整備がすすめられた施設が多く含まれており、今後、老朽化が進行する施設の割合が増加していくことが見込まれる。
- ・ このような施設ストックの状況や建築費高騰等の社会状況等を踏まえ、社会体育施設の再整備等について将来を見据えた計画的な検討を進めるとともに、スポーツ施設を人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として位置付け、学校体育施設やオープンスペース等も含めた地域全体のスポーツ環境を捉えた活用の在り方や、エリアとしてのマネジメントの下、官民連携により、一層まちづくりと連携して取り組んでいくことが重要となっている。
- ・ また、スポーツ実施状況には地域格差があり、背景要因として、気象・地理的条件の違い、スポーツ施設・スポーツ指導者・スポーツ団体・スポーツイベント・地方公共団体による施策・プロスポーツ等の充実度の違いなどが考えられるとともに、全国的にも、施設の老朽化や気候の変動等にも対応した、スポーツができる施設や場所の確保が重要となっている。
- ・ スポーツを活用した経済活性化・地方創生を全国各地で実現するためには、単なるスポーツ振興のみならず、地域の目指す姿の実現や課題解決に向けて、まちづくり・健康・共生社会・防災・イノベーション創出・DX・環境等の他の関連施策の観点から、スポーツ資源を最大限活用する必要がある。

【データは次ページ】

＜多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナー一覧＞



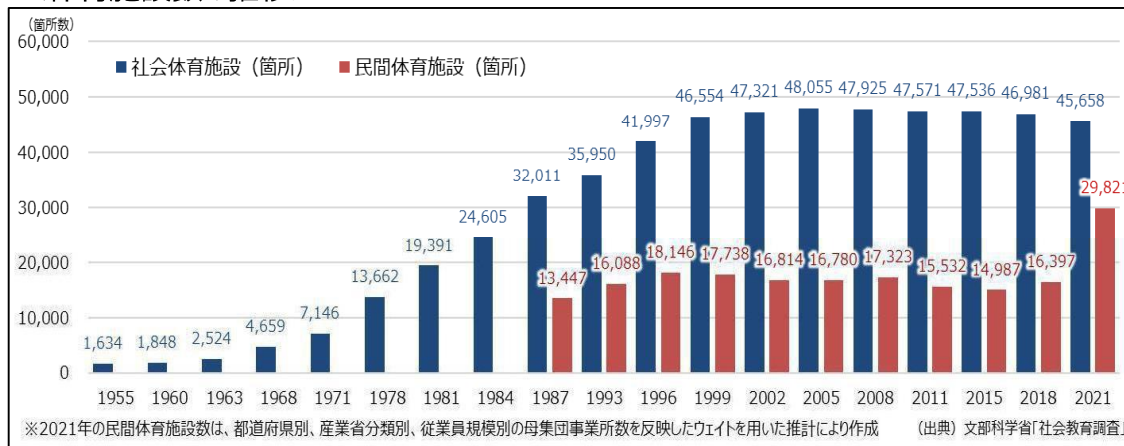
出典：スポーツ庁資料

＜スポーツを核としたまちづくりにより創出される価値＞



出典：スポーツ庁資料

＜体育施設数の推移＞



＜建築後50年以上経過する公共施設の割合＞



出典：「スポーツ施設のストックの現状とガイドラインの策定について」(平成28年 スポーツ庁)

目
標

- ・ スポーツを通じて自分らしく生きられる社会を実現するため、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化を引き続き推進するとともに、スポーツ施設の文化芸術・防災拠点等の多用途利用や、オープンスペースも含めたまちづくりの中での位置付けなど、スポーツによって集まる・つながる空間の創出を目指す。
- ・ 各地域の条件や状況等の実情を踏まえたスポーツ環境の整備・活用を進めていくことにより、スポーツ実施状況に関する地域格差を是正していく。
- ・ その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスタジアム・アリーナ等のスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成されるエリアの実現により、地域活性化及びスポーツ振興を目指す。
- ・ スポーツを総合的に活用して地域の自律的な成長に取り組むモデルを創出し、全国へ展開することで他地域への波及を目指す。

【数値目標】

- ・ 地域住民が利用可能なスポーツ施設現況を横断的に把握できている市区町村の割合：60%
- ・ 年間を通じ平日に学校体育施設を地域で共同利用する学校の割合：100%に近づける
- ・ 社会体育施設の耐震化率：100%【令和10年】
空調設置率：35.7%【令和12年】
- ・ スポーツの成長産業化に向けた中長期的な政策目標を設定予定（スポーツ市場規模については遅くとも2030年までに15兆円）
※本数値目標は重点課題3（1）①、②にも記載あり。
- ・ エリア全体で経済的価値、社会的価値の創出に向けた運営を行っているスポーツコンプレックスの件数：増加
※本数値目標は重点課題3（1）①、②にも記載あり。
- ・ 都道府県別の週1日以上スポーツ実施率：平均を引き上げつつ、最大値と最小値の差を縮小
※3年合算による平均値で算出
- ・ 住民のスポーツ実施率について把握をしている市町村の割合：市（指定都市を除く） 75%以上、
町 35%以上、村 25%以上

重
点
施
策

（スポーツによって集まる・つながる空間の創出）

◆スポーツ施設の量的最適化

- ・ 老朽化が進行する施設ストックの状況や地域に存在するスポーツ環境を的確に把握した上で、社会体育施設に加え、学校体育施設やオープンスペース等も含め、まちづくりの視点を踏まえた施設の集約化・複合化等の再編や空間等を有効活用したスポーツの場づくりを地方公共団体に対して促す。

【次ページに続く】

（スポーツによって集まる・つながる空間の創出 ※続き）**◆スポーツ施設の高質化**

- ・ スポーツが人々のウェルビーイングの向上に資することを踏まえ、スポーツ施設が運動の場にとどまらず、人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として機能する環境づくりを推進する。
- ・ 国及び地方公共団体は、スポーツ事故の防止をはじめ、社会体育施設の構造体・非構造部材の安全性確保や耐震化による耐災害性の向上を図るとともに、災害時の避難所機能の強化、猛暑下でのスポーツ活動に伴う熱中症対策、通信環境の充実等を通じて、施設の安全性等の向上を推進する。
- ・ 国及び地方公共団体は、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず誰もがスポーツに親しみやすい環境を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方や環境に配慮した持続可能な施設等の充実に向けて、官民連携の取組も含め、効率的かつ効果的な整備・運営を推進する。
- ・ 昨今の学校プールを取り巻く状況を踏まえ、持続可能な水泳授業の実施や地域住民の新たなスポーツ活動の場の創出等に向けて、天候に左右されず年間を通じて利用可能な、気候変動に対応し学校と地域が共同利用するプールの屋内化を推進する。

◆地方公共団体におけるまちづくり施策との連携

- ・ 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出するウォーカブル政策等との連携を促進する。

（まちづくりの核となるスタジアム・アリーナ等のスポーツ施設の価値の最大化）**◆スポーツコンプレックスの推進**

- ・ 地域特性や人口規模などが異なる各地域において、それぞれに適したスポーツコンプレックスが推進されるよう、多種多様な好事例を発掘・促進し、全国的な展開を図る。
- ・ 各地域におけるスポールコンプレックスの実現に向けて、計画された価値創出が行われているかを定期的に効果検証により確認し、必要に応じ運営方法等の見直しの実施を促進する。

※本施策は重点課題 3（１）①にも記載あり。

◆スポーツを活用した自律的地域成長の促進

- ・ スポーツの持つ潜在的な価値を最大化し、地域におけるスポーツ振興を促進しつつ地域活性化に寄与するため、スポーツを通じた経済的価値（ビジネス、宿泊や観光等を含む。）の創出のみならず、社会的価値（健康や医療、防災等を含む。）の創出にも取り組む地域の自律的な成長を促進する。

※本施策は重点課題 3（１）①にも記載あり。

（スポーツ実施状況の地域格差是正に向けた環境整備）**◆地域のスポーツ施設の有効活用**

- ・ 地域住民のスポーツ推進に向けてS I Lコンソーシアムの活用拡大等による地方公共団体同士の連携・経験共有の仕組みを構築する。
- ・ 学校施設（大学や廃校を含む。）、公共スポーツ施設、企業等が所有する施設等の地域のスポーツ施設について、管理運営等の多様化による更なる地域利用を促進し、地域住民が身近な場所でスポーツができる環境整備を推進する。
- ・ 地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、公共のスポーツ施設、社会教育施設、民間企業や大学等が保有する施設等の有効活用を促進する。

◆地方公共団体におけるスポーツ実施状況の把握、把握を踏まえた対策の促進

- ・ 地域別のスポーツ実施状況に関する統計情報の収集・整備を行い地方公共団体との情報連携を強化する。
- ・ スポーツ実施率が低い地域の要因分析と効果的な取組の検証を行う。
- ・ 地方公共団体による多部署連携などの体制整備や、地域全体に波及する効果的な手法による取組を促進する。

◆地域スポーツ環境の整備

- ・ 学校施設や地域スポーツ施設等を有効活用した、部活動の地域展開等の全国的な実施の推進を通じて、地域のスポーツ環境全体の整備・充実を図る。
- ・ 市町村におけるスポーツ活動の充実に向けて、関係者が連携して地域スポーツの課題解決に取り組む体制の整備を図るため、スポーツ推進委員の有効活用を推進する。
- ・ スポーツ施設が運動の場にとどまらず、人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として機能する環境づくりを推進する。
- ・ 「ここスポ」等を活用し、各地域のスポーツの実施場所や実施機会に関する情報を集約化することについて検討を進める。
- ・ 民間スポーツ施設の普及を推進する。

◆地方公共団体における他分野との連携

- ・ 地域防災の取組との連携強化（スポーツ活動を防災力向上につなげる新たなプログラムの開発と全国展開の取組の実施等）を図る。

重点施策3（2）

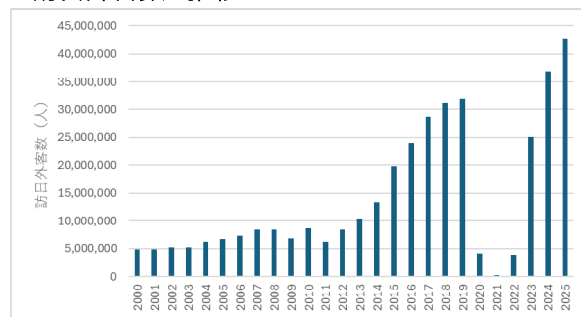
地域スポーツ資源の活用

②スポーツツーリズム等の地域活性化の取組の推進

背景・現状

- ・スポーツツーリズムは、地域経済の活性化、交流人口の拡大、観光消費の拡大のほかオーバーツーリズム等の観光課題の解決に寄与することが期待される。
- ・近年、訪日外国人旅行者数やその消費額が増加傾向にある。また訪日外国人旅行者が次回にしたいこととして、「スキー・スノーボード」や「スポーツ観戦」が今回したことと比べて有意な差があることから、特にインバウンドにおいては今後のスポーツツーリズムのニーズを、日本特有の文化ともあわせて効果的に拡大させていくことが求められる。

＜訪日外客数の推移＞



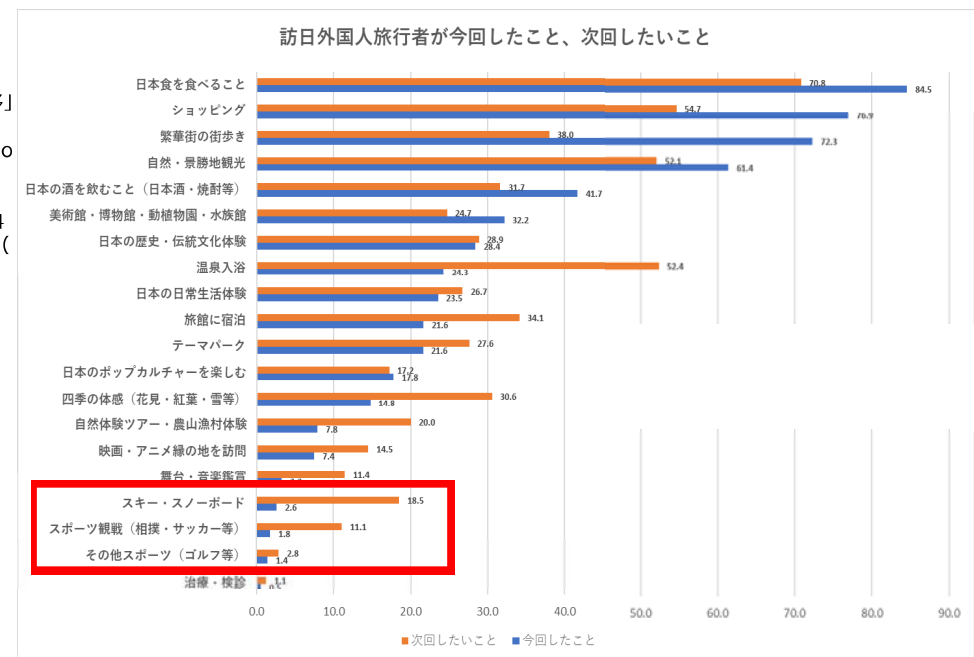
出典：「訪日外客数の推移」
（<https://statistics.jnto.go.jp/graph/#graph--inbound--travelers--transition>）（令和7年4月閲覧 日本政府観光局（JNTO）ホームページ）

＜2025年における訪日外国人旅行者の都道府県別訪問率＞



出典：観光庁「インバウンド消費動向調査（旧 訪日外国人消費動向調査）」2025年より作成

＜訪日外国人旅行者が今回したことと次回したいこと＞



出典：インバウンド消費動向調査の結果2026(観光庁)より作成

目
標

- ・ スポーツツーリズムを戦略的に推進することで、全国各地における「スポーツを通じた地域活性化」を加速する。
- ・ 特に将来的にも増加が見込まれるインバウンドの拡大及び国内を含めた観光客の滞在の延伸を図ること等により消費額の増加を目指す。

【数値目標】

- ・ スポーツ目的の訪日外国人旅行者数：340万人
- ・ 訪日外国人のスポーツツーリズム関連消費額：800億円

重
点
施
策

◆一体型スポーツツーリズムの推進

- ・ これまでも重点テーマとしていた「武道」「アウトドア」に加え、スタジアム・アリーナでのプロスポーツ等の観戦を軸に観光・食・文化体験を組み合わせた一体型スポーツツーリズムを推進し、訪日外国人には長期滞在・広域周遊を、国内では滞在延伸・再訪を促進する。

◆ターゲットに合わせたコンテンツ創出の最適化

- ・ 訪日外国人には、観戦と日本特有のスポーツ体験をかけあわせるなど高付加価値なコンテンツの創出を進め、国内ではスポーツツーリズムの認知度向上を重視し、スポーツチームや競技への興味関心を喚起するとともに、誰もが気軽に参加できるコンテンツの創出を推進する。

◆戦略的プロモーション及び商流の構築

- ・ 検索・動画・公式サイトを軸とした情報発信の強化や、各リーグ・競技団体等と連動したプロモーションの実施、旅行会社等との連携による商品造成・販売導線の整備などを推進することで、認知から予約・実施までの円滑な流れを構築する。

重点施策3（2）

地域スポーツ資源の活用

③ 担い手となる組織の基盤強化

背景・現状

- ・ スポーツは地域経済の活性化、健康の増進、地域内外での交流の創出・拡大など、地域活性化等に大きく貢献する。
- ・ このようなスポーツの価値を最大限高め、「スポーツ・健康まちづくり」の取組を更に推進するためには、地方公共団体が、中長期的な見通しを持った上で、観光業や商工業などの民間企業をはじめとした地域の関係者との連携の下、スポーツ大会・スポーツ合宿の開催・誘致、地域の健康づくり等の取組を実施する必要がある。
- ・ また、取組実施に当たっては、地域の幅広い関係者を巻き込んだネットワーク組織である「地域スポーツコミッション」の存在も重要であり、これまでその数は順調に増えてきた。
- ・ 一方で、財政面や人材面のリソースの制約等から、あまり取組が進んでいないコミッションも存在するため、今後はコミッションの更なる拡大を図りつつ、コミッションが自走できるような環境整備・体制整備を行うことが求められる。

＜地域スポーツコミッション数の推移＞



法人格を有しているものが**20.5%**



＜地域スポーツコミッションの持続的な経営の達成に向けた課題＞

カテゴリ	選択肢	全体 (n=175)	基礎自治体SC (n=152)	都道府県SC (n=23)
担い手	組織運営の担い手不足	42.9	42.1	47.8
	事業の担い手不足	42.3	40.8	52.2
	採用ノウハウ不足	4.6	4.6	4.3
	人材の育成ノウハウ不足	21.1	19.1	34.8
財源・資金	財源・活動資金の不足	55.4	53.3	69.6
	営業活動不足	28.6	27.0	39.1
	会計・労務などのノウハウ不足	6.3	6.6	4.3
事業	地域のニーズと事業内容にズレが生じている	8.0	8.6	4.3
	地域のニーズを踏まえた事業の企画立案ができていない	12.0	11.8	13.0
	地方公共団体やステークホルダーとの連携が不十分	15.4	12.5	34.8
連携	地方公共団体やステークホルダーとの役割分担が不明確	12.6	12.5	13.0
	継続的なネットワークの構築が困難	14.9	13.2	26.1
ミッション	団体のミッションと地域のニーズにミスマッチが生じている	6.9	7.9	0.0
	団体のミッションを構築するためのノウハウや手法が不明	5.7	4.6	13.0
戦略	団体の戦略の策定に関するノウハウ不足	12.0	12.5	8.7
	KPIや数値目標の設定に関するノウハウ不足	13.1	13.2	13.0
	ステークホルダーや地域住民の理解不足	8.6	8.6	8.7
その他	情報発信力やプロモーション力が弱い	38.9	36.8	52.2
	デジタル技術の活用が困難	4.6	4.6	4.3
	その他	6.9	5.9	13.0
	特になし	8.0	8.6	4.3

出典：「地域スポーツコミッション基礎調査2025 報告書」（令和7年3月 一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構）

目 標

- ・ スポーツによる地域・社会への貢献に当たり中心的な役割を担う地方公共団体及び地域スポーツコミッションが中長期的な計画・戦略を持ちつつ、取組を一過性のものではなく、将来も継続的に実施できるよう、環境整備・体制整備への支援を行うことで、地域スポーツコミッション等が「取組実施→評価・改善→人材・財源確保」等の好循環を実現することを目指す。

【数値目標】

- ・ 中長期的な計画・戦略を策定している地域スポーツコミッションの割合：60%

重点施策

◆ 地域スポーツコミッションの活動支援

- ・ 地域スポーツコミッションにおいて、法人化等により好循環が創出されるよう、中長期的な戦略策定やネットワークの構築等の必要な環境整備を進める。
- ・ スポーツ「経営」の観点も持ちつつ中長期的な計画・戦略の策定等を行えるような人材育成等を通じて、地域における継続的な取組の実施や取組の全国的な展開を推進する。
- ・ リソースの制約等がある中においても、業務の効率化等を通じて取組を着実に実施していくため、AIの有効的な活用等地域スポーツコミッションのDXを推進する。
- ・ スポーツコミッション間・地域の団体間での人材交流の促進やネットワーキングの場の創出等を通じて、地域内外でのネットワークを強化し、取組を促進する。

重点施策3（3）

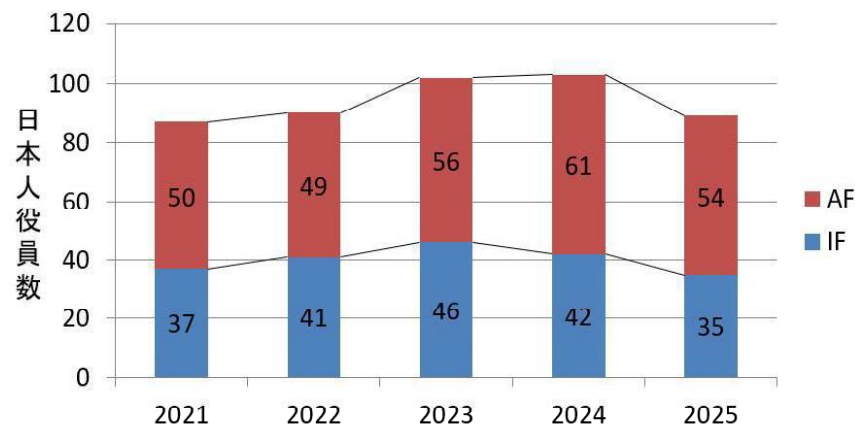
スポーツを通じた国際交流・協力の推進

①国際貢献人材の育成と国際大会の継続的な招致・開催

背景・現状

- ・国際競技連盟（以下「I F」という。）等における日本人役員は依然としてI F役員ポストを多く有する国々とは差がある。N Fとして戦略的なポスト獲得に向けた活動やI Fにおいて発言力を発揮できる人材を継続的に育成・輩出する方策を検討する必要がある。
- ・国際競技大会の招致や開催に当たっては、これまでの大会運営のノウハウを活用しつつ、地域の活性化や世界規模の課題解決への貢献、また、持続可能性の観点でより多くの人々へスポーツの価値を通じたビジョンやコンセプトを国民に届けることが重要である。
- ・また、地方公共団体が持続可能な形で国際大会を開催できるようにしていく必要がある。
- ・我が国で国際競技大会を開催することは、スポーツの振興や国際交流、国際親善や経済・地域の活性化など、様々な分野において重要な機会となるが、大会がこれらの意義を果たすには専門性の高い多様な業務を適確に行っていく必要がある。一方で、大規模な国際競技大会の運営の主体となっている地方公共団体やスポーツ団体においては、これらの大会運営に必要な人材が不足している状況が指摘されている。

＜IF・AFにおける日本人役員数の推移（2021～2025年）＞



＜近年開催または今後開催予定の国際競技大会一覧＞

開催年	大会名	開催地	開催期間
令和7年 (2025年)	東京 2025 世界陸上競技選手権大会	東京都	9/13～9/21
	第 25 回夏季デリンピック競技大会 東京 2025	東京都	11/15～11/26
令和8年 (2026年)	第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）	愛知県、東京都、静岡県、岐阜県、大阪府	9/19～10/4
	第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）	愛知県、静岡県	10/18～10/24
令和9年 (2027年)	ワールドマスターズゲームズ2027関西大会	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市（13府県政令市）	5/14～5/30
令和10年 (2028年)	オリンピックQシリーズ 2028	東京都	5/4～5/7

出典：JOC調べ、スポーツ庁調べ

目標

- ・ 国際スポーツ界の意思決定や競技発展に積極的に貢献するため、I F等の役員ポストの拡大を目指す。
- ・ 国際競技大会の開催を支援することで、我が国の国際競技力向上、国際交流・協力や経済・地域の活性化等に寄与する。
- ・ 国内で開催される大規模な国際競技大会に関して、大会運営の中心的な立場を担い、組織をマネジメントすることができる人材の育成・確保を目指す。

【数値目標】

- ・ I F等の役員数46人、A Fの役員数61人への拡大を目指す。
(参考) 第3期計画期間中の最大値 IF: 46人(令和4年)、AF: 61人(令和5年)

重点施策

◆国際貢献人材の育成

- ・ I F、A F等の日本人役員の増加及び再選に向けたN Fの取組を支援する。
- ・ N Fが国際スポーツ情勢やI Fの役割を踏まえ、当該I Fにおけるポストの獲得やそれによる競技発展への寄与、また、I Fにおけるリーダーシップの発揮、さらに、今後の人材育成等を盛り込み作成する国際戦略に基づき、N F相互の連携の強化を図りつつ、戦略的な支援を行う。

◆国際競技大会の招致・開催

- ・ 国際競技大会の円滑な開催や新たな招致に向け、大会の開催目的や計画、取組状況等を踏まえ引き続き支援する。
- ・ 開催地及びN Fが招致・開催する大規模な国際競技大会について、その意義や開催規模の適正性、環境への配慮をはじめとしたS D G s (持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)) や地域社会・経済への貢献に資する開催計画の状況、開催の効率性を勘案しつつ支援する。
- ・ 国際競技大会の招致・開催に取り組む地方公共団体等へ関係団体間の積極的な関係構築やノウハウ共有を促す。

◆国際大会運営人材の育成支援

- ・ 今後、国内で開催される国際大会の運営において中心的な立場を担うことができる人材を育成するため、国際大会の招致・開催に関する教材の作成等、必要な支援を行う。

重点施策3（3）

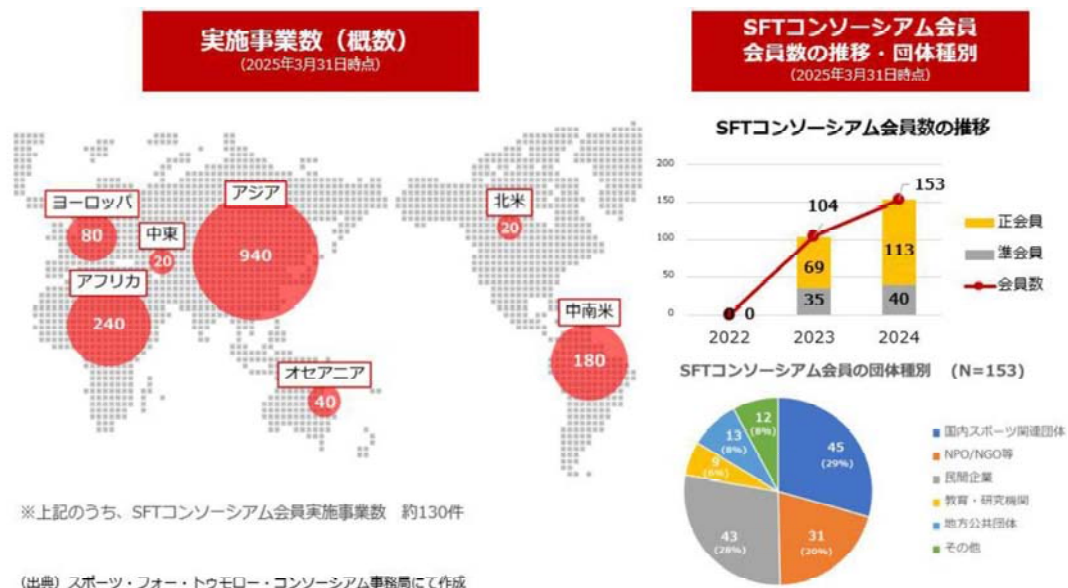
スポーツを通じた国際交流・協力の推進

②官民連携による国際交流・協力を通じた諸外国との信頼関係の構築

背景・現状

- ・官民連携によりスポーツ国際交流・協力を実施するSport for Tomorrow（以下「SFT」という。）事業における、紛争・災害国アスリート支援、国際協力を実施するスポーツ団体等の活動や組織力向上支援等の実施及び政府間会合での合意事項の履行等によりスポーツを通じたSDGsの達成に貢献し、国際的な信頼関係を構築して、スポーツと開発における日本のプレゼンス向上に寄与した。
- ・ユネスコ教育・スポーツ担当大臣等国際会議（以下「MINEPS」という。）や日中韓、日ASEAN間のスポーツ大臣会合への参画を通じ、アジア地域を中心にスポーツを通じた国際協力に存在感を発揮してきた。
- ・スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームであるJapan Sports business Initiative（以下「JSPIN」という。）を構築し、関心をもつ企業等に対する情報共有の充実やネットワーク形成の支援を推進した。東南アジア諸国連合（以下「ASEAN」という。）等において日本の競技力や健康サービス・製品に対する関心は高いものの、実際に事業を展開するための足掛かりの構築が引き続き必要である。

<スポーツ・フォー・トゥモロー（Sport for Tomorrow: SFT）>



目 標

- ・ S F T 事業を通じて培われた官民連携コンソーシアム機能を活用し、スポーツを通じた国際交流・協力による国際的な相互理解の促進や社会課題解決への貢献により、日本に対する国際的信頼の維持・向上を目指す。
- ・ スポーツ産業の国際展開に資する知見の共有や、関係する企業・団体間におけるネットワークの形成支援、海外市場との接点の構築を推進し、スポーツ産業の更なる国際展開を促進する。

【数値目標】

※今後、国際交流・協力の在り方を検討する中で、数値目標についても別途検討を進める。

重点施策

◆官民連携による国際交流・協力を通じた諸外国との信頼関係の構築

- ・ S F T 事業における官民連携体制を活用し、国内外におけるスポーツを通じた国際的な相互理解の促進や社会課題の解決に向けた国際交流・協力を推進する。
- ・ スポーツ分野の政府間国際協力を引き続き推進する。また、地域間の相互理解を深めるため、人材交流を支援する。

◆スポーツ産業の国際展開

- ・ スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームである J S P I N を充実させ、先進事例や海外市場等の事業展開に資する情報発信を推進する。
- ・ 関心のある国内企業やスポーツ団体等に対して知見の共有や、国内外のネットワーク形成を支援する。また、国際的な展示会・商談会等へ我が国の幅広いスポーツ産業の参加を促進する。